

令和5年(2023年)第6回ニセコ町議会定例会

令和5年(2023年)9月14日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情
(産業建設常任委員会報告)
- 5 発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 6 発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 7 発議第4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 8 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議について
- 9 議案第2号 ニセコ町公営企業の設置等に関する条例
- 10 議案第3号 ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例
- 11 議案第4号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例
- 12 議案第5号 請負契約の変更について(令和5年度林道小花井線法面補修工事
(2号・3号箇所))
- 13 議案第6号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
- 14 議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 15 発議第8号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則
(提出者/ニセコ町議会議員 榊原龍弥)
- 16 発議第6号 町長の専決事項の指定について
(提出者/ニセコ町議会議員 榊原龍弥)
- 17 議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
- 18 議員派遣の件について
- 19 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 20 閉会中の継続審査の申し出について
(決算特別委員会)

21 意見案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三 ほか3名)

○出席議員 (10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	加 藤 紀 孝
総 務 課 長	福 村 一 広
防 災 専 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	黒 瀧 敏 雄
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 浩 二
農 政 課 参 事	石 山 智
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	阿 部 信 幸
商 工 観 光 課 長	三 上 進
商 工 観 光 課 参 事	橋 本 啓 二
都 市 建 設 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 長	樋 口 範 幸
総 務 係 長	浅 井 理 登
財 政 係 長	片 岡 辰 三
教 育 長	淵 野 伸 隆
学 校 教 育 課 長	中 村 正 人
町 民 学 習 課 長	齊 藤 徹
こ ども 未 来 課 長	三 橋 公 一
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	

代表監査委員
農業委員会会長

佐竹三郎
荒木隆志

○出席事務局職員

事務局長
書記

高瀬達矢
佐藤秀美

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において 9 番、篠原正男君、1 番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

去る 9 月 7 日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に小松弘幸君、副委員長に木下裕三君が互選された旨の報告がありました。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 一般質問

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3 番、高木直良君。

○3 番（高木直良君） 通告に従いまして、これから 3 項目質問をさせていただきます。

第 1 項目めは、住み替えサポート体制構築による住宅ミスマッチの解消についてであります。SDG s 街区ニセコミライの事業について、「北海道ニセコ町 SDG s 未来都市計画（2021～2023）」には、「本事業により、働きとしてとして町外から新たな街区に居住する人が増えるほか、町内高齢者等の住み替えも促進し、住み替え元の住居を省エネ改修し移住希望者へ提供することで、町全体での社会増にもつながるものとなる」と明記されております。

また、「ニセコ町住生活基本計画（素案 2023 年 2 月）」においては、重点政策として「高齢者向け住宅の整備による住宅ミスマッチの解消」が掲げられております。

そこでこれに関連して、以下 2 点の質問をさせていただきます。

(1) 株式会社ニセコまちのホームページには「住民の暮らしの課題」として、「アンケートでは過半数を大きく超える方が将来的な住み替えを検討している事実も浮かび上がりました」と記載しておりますけれども、具体的な「住み替え」促進策は示されておりません。ハードな街区計画と同時に、どのように「住み替えを促進し、元の住宅を新たな住民に提供するか」というソフト計画が必要ではないでしょうか。

(2) 町は令和 4 年、5 年度に「多様な連携による持続可能なまちづくり推進支援」を株式会社ニセ

コまちに業務委託をしております、次年度以降も継続すると町長は表明しております。両年度の「多様な連携」項目を見る限り、「住み替え」に関わる項目は見受けられませんが、想定されている単身または夫婦の高齢者世帯が町内であっても住み替え実現には様々な課題があり、これを公的に支援・サポートする体制が必要と思います。この住み替えサポート体制構築をこの業務委託項目に入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、ご質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会よろしくお願いをいたします。

それでは高木議員のご質問にお答えしたいと思います。まず1点目のご質問につきまして、新たな街区ニセコミライへいかに住み替えを促進し、住み替え元の住宅を新たな住民に提供するかというソフト計画が必要ではないかというご意見ですが、前提として現在ニセコミライにおきましては、雪遊びや居住体験会など、まずは地域住民の認知や理解を深めるための活動を株式会社ニセコまちにおいて現在実施しているところでございます。また、多様な連携による持続可能なまちづくり推進支援の中で、昨年度より町内の住み替え希望者を対象に相談会を実施しており、その中で新たな街区へのニーズ及び課題のヒアリングと整理を進めているところでございます。既存住宅からの住み替えにおける包括的支援などは、ニセコ町住生活基本計画でも住み替えにあたり、ソフト面の支援の必要性にも触れているところでございます。なお、相談会に参加された方々は現在のところ全て移住経験者であったため、ニセコ町に長らくお住まいになっている方を含めて引き続き相談会を実施し、ソフト面を含めた課題及び対策、計画策定についても検討していきたいと考えております。

次に2点目につきましては、株式会社ニセコまちへ業務委託項目として住み替えサポート体制構築を具体的に入れるべきではないかということですが、先ほども触れた多様な連携における持続可能なまちづくり推進支援において、まずは住み替え希望者を対象とした相談会を実施しており、住み替えに対しては税務・金融面を含めた高い専門知識が求められる取引となるため、サポートできる体制構築の必要性についても触れているところでございます。今後スムーズな住み替えに向けて、どのようなサポート体制が必要なのか具体策を詰め、委託項目として記載していくことについても検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） (1) についての再質問をさせていただきます。ニセコ町のホームページのニセコ生活モデル地区構築事業には、町民講座を行った過去の動画なども掲載されております。その中の町民アンケートの結果で、検討も含めてでありますけれども、住み替え要望が全体の60%ということで、アンケート結果をグラフにして紹介しているという動画もまだ残って閲覧できるようになっております。こうした状況でアピールはされてるんですけども、この街区において株式会社ニセコまちのホームページなどにこれを同様に掲載するとか。それから、住み替え先として想定されるのはやっぱり賃貸の部分だと思えます。もちろん分譲に住み替えるっていう方もいらっしゃるかもしれませんが相当な金額ですので、通常考えられるのは賃貸と想定していいのではないかと思いますけれども、ニセコミライのホームページ見る限りでは、この賃貸の計画についてははっきり明確な、例

えば棟数・戸数などが明記されておられません。そういう意味ではちょっと発信としては不十分かと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。あくまでも私もニセコまちのほうに確認をさせた中でのお話なんですけども、現在モデル地区の想定といたしましては400人から450人ぐらいの人が住む街区を整備したいと考えていると確認しました。その中で分譲部分を約4割、大体48戸ぐらい想定していると。それから賃貸の部分については6割、約64戸を想定しているということで確認はしております。その中で質問にもあるように、今計画にあがっていない部分については今後もうちょっと詰めて、具体的な計画が整えばそういう形で表したいのですが、なんせ建設資材とか労務費とかすごく上がりまして、この辺も今後この社会情勢によってかなり建設の戸数も変わってくるかなと思っております。そうした中で全てニセコ町だけをお願いしていくような形では難しい部分もあるのかなと正直私担当としては思っておりますので、何か買取り制度的に、例えば町のほうでニセコまちに建設をお願いして、家賃等をちょっと下げるような仕組みなども考えながら、移転しやすい、住み替えをしやすいようなということも検討した上で、しっかりと煮詰まってから具体的なものを計画に盛り込んで、ホームページや説明会で説明できるようにもっていきたいなと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 具体的なところは資材高騰なんかもあって表記するのが難しい、難しいといえますか、もう少し詰めてというお話でした。そのこと自体は社会情勢からいって理解できます。しかし、やはり最初から住み替えっていうのは、計画全体、街区全体の目的の大きな柱ということになってます。そういう意味では工事なり計画を進めていく主体である株式会社ニセコまちにおいても、そのことをもう少し分かりやすく、まだ想定ですとか、あるいは概要ですぐらいでいいんですけども、それを示すべきですね。そうすると、そういったホームページを見ながら、賃貸で何とか私も住み替えが可能かなっていうような計画が立てられるんじゃないかなと思います。ですから早めのPRが必要だと思います。それから、私の手元にこういう立派なリーフレット、これは町がつくったものですね、町がつくったものとは言いながら住み替えということについてあまり強調されていないんです。昨日改めてずっと全部眺めてみたら、確かに住み替えっていうのは小さな文字2か所書いてあるんですね。例えば、こういう立派な概念、理念が書いてあったり、それから私もびっくりしたのはアルバート・アインシュタインの言葉が書いてあるんです。知ってました？非常に高邁な理論、理想というか、そういうものが紹介されてるんです。これはこれでいいんですけども、もっと紹介すべきことは街区の大きな目的である住み替え、この部分を町も並行して、もう少しPRして、初期の目的が達成されるようにぜひ検討していただきたい。それについて再度伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから、先ほどの部分も含めてちょっとつけ足しでということで、当初から街区整備にあたっては住み替えも促進しながら街区に移り住んでいただく、または外からも来ていただくという考え方で進めてまいりました。その部分については基本的には変わってお

りません。会社のほうもそれを忘れてしまっているということでは決してございませんが、ただ先ほど申し上げた様々な外的要因の中で、どうしても今の分譲が高いものになってしまっているのですとか、役場側からいうとなかなか水の供給が今は難しいと。今一生懸命準備はしてありますが、そこが追いつかないというところもあったりして、それはニセコまちにもご迷惑かけているところもあります。これはあくまでも予定ですけども、来年はなんとか賃貸をスタートさせたいということがまずございます。それにあたって、その賃貸に住みたいという方の相談会を今やっているのですが、その中で実際に「私はニセコに住んでいるけれども新たにそっちに入りたい」という方が出てきたときには、例えば今住んでいる戸建ての家をどうするかとか、具体的な話になっていくんだろうと思います。例えば一つのイメージとしては、今住んでいる戸建てが大きくて、一人で住んでいるにはもったいないと。しかも高気密・高断熱ではないということなので、新しい賃貸に住んで、当初は自らのお金ということになるんでしょうけど、リニューアルをして高気密・高断熱にして、ご家族世帯にお貸しすると。その賃貸料金も含めて、新たな賃貸での賃料の足しにしていくというような形は、どの時点でも必要に応じてやっていけるということと考えておりますので、やらないと決めたことでは決してありませんし、これから相談会の中でそういうご相談が出てくれば、実際にどのようにしようとか、この場合についてはできないねとかできるねとかということが実際に出てくるんだろうと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） (2)の再質問をさせていただきます。今の山本副町長からのお話にも関連するわけですけども、仮にここに移りたいといった方の話が出てきた際に、今副町長は個別に相談会などで対応したいというお話なんですけど、私が質問したのはそういったことにシステム的に体制としていつでも対応できる、あるいは積極的に訪問したり、相談を持ちかけていくというような体制が、ある程度人的な形も含め、恒常的に機能するシステムが必要ではないかと私は考えています。そのときに先ほど紹介したように、多様な連携についての業務委託がこれから数年間続くということでもありますので、そういった安定したシステムをこの業務委託の中で構築して、そういう人材を整えていつでも相談に応じられるということが必要だと思うんです。相談の中にはかなり細かいこと、あるいは心理的なものも含まれていると思うんですね。長年住み慣れた場所から同じ町内ですが新しいところに移るといふことになると、いろんな書類の作成であるとか自分の今持っている資産と将来の生活設計、あるいは引っ越し荷物の整理など、細かいことまで心理的にハードルになることがあるかと思えます。それに対してやはりきちっとこたえるためには相談会というような一時的なものではなくて、常時、法的な面はこの人、あるいは資産についてはこの人とか、いろいろ健康面だとか心配事に対してはこの人っていうように、あらかじめ人材を整えるといった体制、安定的なシステムづくりが私は必要かと思って、これを業務委託の中できちっとしっかりしたものを組み立てるということ委託の中に含んではどうかというのが私の提起であります。いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。今おっしゃったように具体的にもっていくとなると、住生活基本計画というのをこの間策定したばかりで、この中でも住み

替えの部分についてのサポートとかいろんな部分は盛り込んでおります。ただその内容については、保健福祉課との連携というところに止めている形なので、今おっしゃったようにもっと具体的に突っ込んだような支援が必要だということについては、今回委託している事業、多様な連携とか、あと地域おこし隊とか集落支援、そういう具体的な何か体制を少し考えていかなければいけないかなと私も思っております、今後いろいろ内部でも検討して、具体的な方向性にどう持っていくかということをお話を原課としては考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからもちょっと補足をさせていただきたいと思っております。今の内容については、もうまさにそのとおりだと思います。ただ、委託業務に載せるかどうかは別にしても、実際に賃貸が動き出して、私大きな家なんだけどこっち住みたいんだというときに相談にのらないような会社ではございませんので、今スタートしている分譲については、ちょっと蛇足でございますが、今の状況の中でどうしても高上がりスタートとしてはなくなってしまったということで、町民の皆さんからも多くのお叱りを受けていながらも、情報公開は欠かさずに行いながら、本当に献身的に仕事をしてくださっている会社だと考えており、本当にありがたく思っているところです。その彼らが今営業職の方も一人入れようということでスタートもしてまして、そういう方が中心になって、議員のおっしゃったような内容のことを丁寧につないでいくと。黒瀧が言ったように、自分の分からないところ、福祉部門については役場の福祉課に聞いてみるとか、税なら税務課に聞いてみるとか、そういうことは十分やっているとしますので、委託にするかしないかという話は別にして、ニセコまち自身が賃貸を販売していくにあたっては、営業の仕事として丁寧にやられていかれることだろうということは推察しておりますし、機会があれば十分そのようなお話もさせていただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問になります。先ほど紹介ありましたニセコ町住生活基本計画にはいろんなデータが載っております、人口の出入り、ニセコ町は度々言われておりますように、転出よりも転入者が全体としてはプラスなんですね、多いんです。だから人口もそれに寄与しているということなんですが、これを65歳以上で見た場合というのが掲載されてます。ここで調べられた結果が、2017年度から21年度までの5年間で転出が169人、転入は89人ということで、転出者の数字が倍ぐらい違うんです。そのアンケートの結果にも出てるように、住み替え希望の要因はやはり除雪が大変っていうのが一番なんです。ですから、こういったことの反映で、例えば雪の少ないところに知り合いがいるとか、あるいは札幌にお子さんたちがいて、高齢者を残していくのは心配だということと呼び寄せるとか、そういう結果転出が増えている、この数字に表われているのではないかと私は推測いたします。それで今副町長がお答えになった委託との関係ですが、私は業務委託の中にそれを埋め込むんじゃなくて、相談そのものを埋め込むんじゃなくて、体制づくり、こういうふうにすればシステムとしてうまく機能するのではないかというシステムについての検討を委託項目に入れるべきじゃないかという意味です。業務そのものをニセコまちに委託するという趣旨ではございません。ですから、きちっとした安定的なシステムを構築するのは可能なのか、あるいはこういう体制ならば

という提案を業務委託の項目に入れてほしいという趣旨で質問させていただきました。改めてサポート体制の重要性と今も強く感じたところでもありますので、改めてどうお考えか、これは町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの持続する体制、それは我々も必要だと考えております。そういった体制づくりの検討を委託項目の中に入れてはどうかということでもありますので、これについては検討させていただいて、どちらにしてもどうやって持続していくかっていう体制づくりは非常に重要だと思います。これまで各自治体、特に東京近郊に多いんですけど、ご高齢の皆様への対策であるとか、実際に組織もつくられていたり先進事例がいくつかありますので、そういった情報も受けながら協議をしてみたいと思っています。

それとホームページへの掲載ですとか、もう少しきちっとした情報発信をと先ほどご質問ありましたが、これにつきましてはリンクを張るとかいろんな仕組みありますので、早速検討させていただきたいと思っています。なお、全体の中で今住宅の在り様も進めておりまして、特に教員住宅について、当初予算で調査費の委託料をお認めいただいたので、現在 33 戸の教員住宅がありまして、相当傷んでるものが多いということで、将来的な在り方を教育委員会で調査をしております。単身で来られてる方が非常に多いということで、そういった方に新たな集合住宅へ移っていただき、古いところは土地も含めて利活用していくようなことで、全体の住宅需要を把握しながら、ニセコまちとの関係性も構築してみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○3 番（高木直良君） 2 問目であります。熱中症対策を総合的に行うことが必要ではないか。今年の北海道の夏は観測史上最も高い気温を更新したり、「熱中症警戒アラート」が連日発令されたりという異常な状況が続きました。小学校での熱中症での死亡事故や高齢者の救急搬送が多発いたしました。こうした状況を受けて「気候変動適応法」の改正が行われ、「熱中症対策実行計画」が閣議決定されております。そこで、ニセコ町における熱中症対策の具体的ないくつかの取組の実現についてお尋ねいたします。

(1) 「気候変動適応法」の改正によって、公民館等の冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱退避施設、いわゆる「クーリングシェルター」を市町村長が新たに指定できることになりました。ニセコ町の公共施設（役場や町民センターなど）、あるいはニセコ医院。実はニセコ医院にお聞きしたら冷房装置はないそうです。これは私の早とちりでしたけれども、倉庫群も 1 室のみということがありました。それから綺羅乃湯のマイトリエさんの前のスペースには未整備ということで、これも私の情報不足でした。それからラジオニセコなど、公共性の高い施設、そして民間でもここに挙げているような協力店舗を募ることができます。こうした取組をニセコ町でも検討できないか伺いたいと思います。

(2) 災害時の避難場所として指定を受けている各地域のコミュニティセンターや公営住宅の集会室、高齢者介護施設、障がい者施設には、公費によって空調施設を新規導入すべきと考えるが、いかがでしょうか。

(3) 町営住宅入居者が自己負担であっても空調設備を希望しており、壁穴などの工事を許可してもらいたいという声があります。また、それに対する工事補助、あるいは全額公費負担による壁穴工事など検討すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） それではただいまのご質問にお答えいたします。1点目の冷房設備を有するニセコ町の公共施設や公共性の高い施設、民間企業の店舗などを指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして町民が利用できるようにしてはどうかとのご意見ですが、ニセコ町の公共施設や公共性の高い施設に関しては、町のフリースペースでくつろぎませんかと自由に利用できる場所として、広報ニセコ7月号においてご紹介をさせていただいたところがございます。しかしながら、この暑さ対策の場所として利用できるというのが、町民の皆さんに浸透していないということも理解できますので、今後広報紙やホームページ、ラジオニセコなどを活用して、町民の皆さんは広くクーラーが入っている場所として周知をしてみたいと考えております。なお、ご質問の中に民間施設がありました。これにつきましては既に来た場合はどうぞ休んでくださいと言っている施設もあると聞いておりますので、それぞれの実情に合わせて適宜対応いただいていると伺っております。

次に2点目のご質問でございますが、災害時の避難場所として指定を受けている各地域のコミュニティセンターや、公営住宅の集会室、高齢者介護施設、障害者施設へ空調設備を新規導入すべきとのご意見ですが、町としましても道内における猛暑日の記録更新など、熱中症対策として町内の各施設へ冷房設備の設置を行いたいと考えております。今後は町内における災害時の避難場所や、教育施設など優先順位をつけながら、順次設備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の町営住宅でのエアコンの設置につきまして、壁に穴を空けることについては、退去のときに原則としては原状に戻していただくことでお願いをしておりますが、それぞれ建物の状況もありますので、事前にご相談をいただければ対応してまいりたいと考えております。工事費の補助につきましては、住宅の条件によって工事費は全く異なるという状況ではありますが、おおむね1件当たりすると8万円程度の費用を要するとお伺いしているところであります。また、住宅の構造によっては設置が難しいというところもありまして、公営住宅全体の戸数も多いことから、公営住宅につきましては個人での設置をお願いしてまいりたいと考えておりますのでご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 高木委員。

○3番（高木直良君） 1項目めの再質問をさせていただきます。ニセコ町は先見的だと思うんですが、21年4月に気候変動適応方針という文書を策定しております。この中で将来予測される影響として、熱中症による死亡者や医療機関受診者の増加を挙げております。そして、特に高齢者を中心に、健康への影響が懸念されるということも挙げております。

しかし、取組の方向性は熱中症や感染症、健康への影響に関する情報の提供と対策予防の普及・啓発というところでとどまっております。先ほどの回答にありましたけれども、自由に使えますよという紹介はしますということでもありますけれども、私はさらに一歩進めて、他都市の事例でありますけ

れども、あるいは政府が事例紹介してるのは、小さなポスターのようなものをつくるんですね。それで、この施設は一時避難、少し冷房で休んでくださいみたいなポスター、これは統一したものじゃなくて各市、あるいは区によって工夫されたイラストやアニメのようなキャラクターをつけた目立つものを入り口に貼ってるんです。先ほど民間ももう既に休んでいただいているという現状の報告がありましたけれども、より分かりやすく、そういう指定を町が改めてした場合に、一括的な発信と同時にそれぞれの店舗なり施設の入り口に、ここはそういう場所だよと、気兼ねなく立ち寄ってちょっと休んでくださいというような親切な広報の仕方を検討していただいたらどうかと。よりそれが効果的に発揮されると思います。

これは国内でもだんだん広がっておりますけれども、海外、例えばロンドン市などもそういう事例を設けております。ぜひ前向きに対応ということで改めてお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 今、暑熱避難施設、そういうクーリングできるところについて、ポスターとかステッカーのようなものをということでありますので、それにつきましては検討させていただきたいと思います。これまでも学校の保健室にクーラーを入れるですとか、幼児センターにクーラーを一部入れるですとか少しずつやってまいりましたが、今年の夏につきましてはニセコ町で記録されてる中では33度、それから最大の日には34度までということで、しかも夜が全く冷えないというような状況で、我々もこれまで経験したことのない暑さでした。このままいくと今後、健康被害も大きく広がっていくんじゃないかという懸念を相当持っています。

先般、政権与党との懇談会におきましても、我々のほうから強く、これらに対する国としての支援制度の創設、あるいは現在ある制度自体も全く予算上足りていないので、補正予算を早急につくって、北海道あるいは東北地域の現状について対応いただくようお願いをしたところでありまして、できるだけ早めに対策を打っていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目めの再質問させていただきます。予算を伴うことですので、今設備のないところについて優先順位をつけてということでありました。政府の熱中症対策実行計画がありますけれども、ここでは都道府県とか市町村は国と連携する、あるいは庁内体制を整備するとか、自主的・主体的に対策を推進するということまでは書いてるんですね。しかし、残念ながらそれに対する予算措置については不明確であります。今町長からもお話がありまして、支援制度について要望されてるということでありますので、これをより強力に進めていただく必要があるかと思っております。環境省は予算の問題にも若干触れてるんですけども、環境省は予算を持っていません。ですから、国の支援事業の周知・活用について働きかけを行うところで環境省は留まっています。ですから、私は近隣自治体とも連携しながら、この予算確保について国あるいは道に対して強く働きかける必要があると思いますけれども、改めて所見を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この間の国のほうの意見交換の中では、クーリング施設の設置が北海道・東北が22%ということで大変遅れていると。しかし、本州のその他のところについてはそれぞれこれ

まで苦勞してやっけてきているので、今回暑さが厳しくなったからといって、北海道・東北のためにあえてそういった予算を組むのはいかなものかということも財務省をはじめ、国の中で議論されていて、なかなか新たなそれ用の補助制度は難しい、だから既存の制度を有効に活用してくれという趣旨であります、しかし、そもそも既存の制度枠自体がもうない状況になっておりますので、これについては補正予算を組むなり、予算全体を増やすとか配慮してくれということの要請活動を行ってきております。

また、2項目めの質問の中でそれぞれ各施設書かれておりましたが、コミュニティセンターにつきましては一部地域からも、ご高齢の皆さんが全部役場や町民センターに行けるわけではないので、地区のコミュニティセンターに避難できるようにクーラー設置を何とかという声もありますので、これらの実情も踏まえながらできるだけ早期に予算全体のことと国の過疎債、あるいは特別交付税の状況を勘案しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問であります。ピンポイントの話なんですけども、実は昨年9月議会で小松議員が高齢者あるいは障害者世帯に対するクーラーを設置する場合の補助金について質問しておりました。その際にニセコハイツの事例が町長から答弁がありまして、病室などはスポットクーラーなどで対応しているということで、今はそれで済むのではないかという回答がありました。確かにお年寄りによってはクーラーが苦手という方もいらっしゃいます。

しかし、そういう状況のもとであってもぜひ必要かなと思いますのは、働いている職員の方が大変な苦勞されていると。職員の執務室や休憩室には早急に冷房施設、エアコンが必要だと思うんですね。ですから先ほど全体の予算の話がありましたけれども、スポット的には急いでやっていくべき場所だと思いますので、検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 老人福祉施設ニセコハイツにつきましては、関係者、施設長とも十分協議をしておりまして、調理室には設置をさせていただいて、あとスポットクーラーを一部置きました。それから先般も意見交換して、職員数含めて必要などころについては見積り書を上げていただき、その中で相談していこうということにしております。現場の実態を尊重して、今後とも進めていきたいと考えております。

また、障害者施設の中で町が所管しているところについては、やっぱりクーリング施設は必要だと考えておりますので、できるだけ早めにこういった対応をしまりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 3項目めの再質問であります。町営住宅の穴あけ工事については原状に戻すということでもありますけども、これは原状に戻すといっても穴全体をふさぐということとはできないと思いますので、穴のところにキャップをかぶせるとかそういう趣旨と捉えました。それでいいのか確認いたします。

それから、今は補助できないというお話の理由の中で、住宅構造によってはできない構造の住宅もあるので不公平が生じる可能性があるということではありますが、構造上問題になるっていうのは、私が推測するのは室外機を設置できるベランダがあるところ、ないところということと私も推察します。それはどのような比率になってるか、設置可能、不可能というところの比率ですね、住宅戸数などがもし分かればお聞きしたいと思います。

私がお尋ねした中でニセコ医院からお聞きしたのは、今年の夏、10人前後の方が体調不良、熱中症かなあという思いで診察・診療を受けたという方がいらっしゃいました。それから福祉課のほうで対象のところを見守りといいますか回った際に、3人ぐらいの方がちょっと症状が熱中症に近いのかなっていうことが身請けられたということもお聞きしております。

ニセコ町の高齢者保健福祉計画の中では「高齢者にやさしいまちづくり」という項目があって、高齢者にやさしい住居環境の整備という項目では公的住宅（生活支援ハウスのような低層集合住宅）の検討など、高齢者が生活しやすい構造設備に配慮した住宅づくりを進めると記載されております。そういう意味では今後、町営住宅については冷房用の壁穴だとか、あるいは設置する上で必要な専用コンセントをブレーカーから直接引かなくちゃいけないという工事費もかかりますので、そういったものについての公費負担というのは今後検討することが必要ではないかなと思ってます。今、中央団地で大規模改修をやっておりますけども、可能であればその設計変更によって、大規模改修から標準装備できるようにしていくとか、何らかの創意工夫が必要かと思います。資金的な面では、例えば今回の補正予算に上がっておりますが、地方創生臨時交付金などが活用可能かどうかということも検討すべきではないかと思いますが、これについていかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の再質問にお答えいたします。まず一つ目の壁に穴をあけて原状に戻すの件についてですが、高木議員のおっしゃるとおり、キャップで問題はございません。ただキャップで蓋をするのではなくて、壁に断熱材を入れてからキャップをするという形をお願いしております。

二つ目のエアコンが設置できるかどうかの住宅の比率ですが、申し訳ございません、ちょっとこの場でお答えするのは難しいのですが、エアコンが設置できない住宅構造といいますのは、基本的に高木議員のご推察のとおりで、室外機がやはりネックになっております。例えば平屋住宅、あと片流れ屋根が室外機側に向いているものについては非常に設置が困難だと考えております。スペース的にも室外機が設置できない住宅もございますので、今後の住宅建設の際にはその辺も考慮していきますので、どうかご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 最初のほうにご質問ありました原状復旧について、内容的には橋本課長が言ったとおりであります。先日の防災の講演会で家具などもきちっと固定することが命をつなぐことになるということで、原状復旧義務の解除をすべきではないかというような先生のご指導もありました。こういったことも含めて、どの程度の原状復旧がいいのか、そのあとの使い方によって変わってくると思いますので、その辺は臨機応変に対応するように心がけたいとは考えております。なお、

専用コンセントですとか、どういうものを入れるかによっても相当違ってくると思いますので、その辺はちょっと勉強させていただきたいと思います。

それから地方創生臨時交付金につきましては、今年は物価対策をメインにした地方創生臨時交付金ということですので、これにつきましては余力がない状況です。何らかの財源が確保できるかどうか、その辺はまたいろんなアンテナを張って情報収集してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長、再質問の中で中央団地について、設計変更してやったらどうだという質問に対しての答えがなかったのでお願いします。

○都市建設課長（橋本啓二君） すみません、補足いたします。まず、中央団地の件に関しましては、今もうだいぶん工事が進んでいる中で、足場も組んでいる状況なので、現在のところは設計変更等でのやり変えは考えておりません。あと中央団地の国の補助金については調べまして、後日ご連絡させていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問であります。昨年の9月議会で小松議員がエアコン、特に高齢者・障がい者のいる世帯への補助金について質問しております。その際、保健福祉課長の回答の中で、エアコンとセットで住宅を改修するなど総合的な対策についての回答がございました。また、町長からは今後の検討課題ということで、補助金についての答弁をされております。ある自治体では、高齢者対象の暮らしの快適化補助金みたいな補助金制度を設けておられて、冷房装置の設置費用の一部負担をしております。補助するというケースもございます。まさに去年の回答を凌駕する夏の状況が現実に起きておりますので、検討課題というよりも、もう喫緊の課題と受け止める、そういう認識をすべき段階だと思っております。一つの事例でありますけど、茨城県下妻市では助成金として上限5万円を出しております。また、これは規模が全然違いますけども、東京都においては上限8万円の補助金を出しているという事例もございます。そういった状況を含めまして、改めて補助金の検討について、再度町長の決意といいますか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今高木議員がおっしゃったような補助制度を設けているところも実際見聞きしておりますが、優先順位としてどこに財源を投資するかということではないかと思っております。私ども今一生懸命努力してきました、自主財源比率はこれまで0.24、3割に届かないというような状況でありましたが、本当に多くの皆さんの努力によって0.32、いわゆる3割自治という、全体の中では3割は自己財源確保できるという面では財政的な成長は少しありましたが、現在の財政状況全般を見ていて、ふんだんに回るような状況では決してありませんので、そこは国の助成制度、あるいは今回過疎地域にも残りましたので、そういった制度の活用を含め、財源手当てのことも考慮しながら、できるだけクーリング施設の拡充に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いをしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○3番（高木直良君） 3問目です。自衛隊への「適齢期対象者名簿」提供を見直すべきではないか。

3月定例会において、私が個人情報保護との関連で「自衛隊員の募集に際しての適齢期の個人名簿提供の扱い」について質問いたしました。これに対して、「住民基本台帳の閲覧で対応している」との答弁がありました。しかし、9月6日付の北海道新聞の報道では、「名簿を提供している」自治体にニセコ町も含まれておりました。

(1) 3月議会での答弁との食い違いがありますが、いつ対応方針を変更したのか。また、変更したとしたらその理由や変更過程、提供範囲、年齢層などを説明していただきたいと思います。

(2) 個人情報提供を望まない対象者から、申請があれば名簿から除く「除外制度」について適用しているかどうかお聞きします。

(3) ニセコ町まちづくり基本条例第9条「個人情報の保護においては、個人情報の収集・利用・提供・管理について必要な措置を講じなければならない」としています。その観点からこの名簿の提供を見直して、従来の住民基本台帳閲覧に戻すべきではないかと思います。以上について答弁願います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） それではただいまの御質問にお答えいたします。まず、1点目のご質問ですが、令和4年度までの対応につきましては、自衛官及び自衛官候補生の募集のため住民基本台帳の一部の写しを提出することは、住民基本台帳に係る事務の目的の範囲を超えているという判断から、本町では行わず、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の閲覧により募集対象者の氏名、住所、性別、生年月日を書き写していただくという対応を行ってまいりました。本年3月9日に自衛隊札幌地方協力本部長より改めて、自衛官と自衛官候補生の募集対象者情報の紙媒体での提供と情報の取扱いについては慎重を期しているの、協力願いたいという依頼通知を受けたところでございます。また、あわせて令和3年2月5日付けで防衛省と総務省の連名通知により、自衛官と自衛官候補生の募集に関し、必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが住民基本台帳法の運用において可能であるとの見解が明確化されたところでございます。こうしたことを総合的に勘案し、当該住民基本台帳の一部の写しを提供することは、住民基本台帳に係る事務の目的の範囲内であると国によって認められていること、並びに窓口業務の軽減や近隣町村の状況を勘案して、令和5年度から情報提供の方法を対象者名簿を紙媒体で提出することに変更したものでございます。

2点目のご質問ですが、来年度からあらかじめ広報紙などで周知をし、自衛隊にご自身の個人情報の提供を望まない方につきましては除外の申出をいただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外するよう進めてまいりたいと考えております。主に高校卒業する方の年代ということであります。

3点目の質問でございますが、個人情報保護法第69条第1項では法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しているということでございますが、本件につきましては自衛隊法施行令第120条に基づき、また、総務省並びに防衛省からの通知に基づいて法令に基づく適正な情報提供ということになりますので、それに従って取り扱っているということをご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 1項目めの再質問であります。今、答弁ありましたように、提供した情報が

住民基本台帳の4項目、氏名、生年月日、性別、住所、これは個人情報ファイル、その他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し、またはこれを作成することになるというふうに該当すると思います。これはニセコ町の個人情報の保護に関する法律施行条例とどのような関連があるかないかについてお聞きいたします。

また、方針変更に際して、このニセコ町情報公開個人情報保護審査会が設置される条項がございますが、これを開催して審議する必要はなかったかどうか。

それから、今後、来年度は広報などでお知らせするということではありますが、本来、今回も名簿を提出される方に周知する必要があったのではないかと思います、それはいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。個人情報保護審査会の部分については私の担当でないのでお答えはできませんが、個人の情報を提供することについて個人の承諾があるかどうかということについては、本来は承諾を必要としないということでもあります。ですから、本年度については特に除外をする届出というのはいなかったのですが、とは言っても個人情報を自衛隊のほうに提出ということなので、来年度からはきちっとその部分については、の先ほど町長の答弁にございましたとおり、除外適用をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。個人情報保護審査会のほうにかけるかかけないかについては、基本的には第三者提供する場合についてはかける必要はあるのですが、ただ法令に基づいて提供する場合については審査会にかける必要がないと認識しております。今回の場合については法令に適合しているというふうな認識ですので、かける必要はなかったのではないかと解釈しております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問です。法令に基づくというお話が繰り返し出ております。これは先ほど町長がおっしゃった2021年2月の総務省・防衛省の名簿提供は法律上問題ないという通知文です。法律上問題ないと言いながら、なぜこの文書が出たかという、名簿提出について既にスタートしたりやろうとしてるところの住民の側から意見が出て、そういうことが法律上できるのかという質問がされたことで、この根拠についていろんな自治体のほうから、逆にこういう通知を出してほしいみたいな要望が出たことに答えたということでもあります。ただ、これは本当に法的な根拠になるかどうかというのは、私はあくまでも提供を義務化したものではないととらえています。問題はないというだけであって、義務的に通知したものではありません。その中で使われてる言葉として、これは技術的な助言であるというようなことも書かれておまして、そういう意味ではこれを根拠にして対応を変えたというのは、いささか早計だったのではないかと私は思います。といいますのは、先ほど紹介のあった自衛隊法の施行令120条などにおいても不明確なところがあるので、こういった通知を出さざるを得なかったというのが事実ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 個人情報保護につきまして所管している総務省から、明確に法令に基づいて出すことについては問題ないということの通知をいただいているところでありますし、自衛隊法のほうでも問題ないということで、国の機関としてそういう正式表明をされているものでありますので、我々は事務の簡素・合理化を含めて名寄せしたものを出すということが適正ではないかということで現在進めているという状況でございます。特にまちづくり基本条例につきましても法令に沿って対応しているもので、問題はないという認識をしているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目めの再質問であります。先ほど、来年度からは希望された場合には除外届を出すことができる、そういう仕組みをつくりますというお話でした。その際に当事者、高校生ですね、来年卒業するということが名簿登載で提供されていくこととなりますが、私は嫌だということで、あらかじめ期間を設けられたその範囲で書類を提出するというところでありますが、これが自治体によっては非常に面倒な書類だったりします。それに対して、高校生であっても書き込めるような簡素な届け、あるいは今の時代ですので、スマホからでも電子的に申請も可能にした自治体もございます。そういう思いをできるだけすぐ伝えられるような仕組みをぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えします。高木議員からこの質問をいただいた中で、いろんな自治体のホームページを見て提出の仕方ですとか様式などを見ましたが、確かに町村によっては相当敷居の高いといいますかそういうのがありまして、代理人の場合はなんとかの提出もとかっていうのがあったんですけども、来年度ニセコ町で行う分についてはなるべく提出のしやすいものと、私も技術的なものがちょっと分からないのですが、スマホからできるですとかウェブ上でできるですとか、なるべくいろんなチャンネルを持って提出できるようなものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 3項目めの再質問です。自衛隊への名簿提供ということで、自治体が協力していくということですが、これは一般的な意味の職業紹介とか、そういう事務とは全く私は異なると思っています。ご承知のように自衛隊の職務っていうのは非常に幅が広く、災害対応など私たちも助かりますけれども、同時に基本的には戦地に赴くということも含めた命をかける職業、その職につく最初の入り口になる事務だと思います。かつてはこの名簿によって、自衛官の方が直接訪問されるという事態もあったんですよ。「お宅にいる何々さん、来年卒業ですけども」ということで、勧誘に歩くということも行われた時代があったようです。今はこういう名簿を自衛隊が受け取って、それを自治体によってはもう既にタックシールにして、すぐ送ることが可能なようにしてまでやっているところもありますが、要するにダイレクトメールが届くわけです。勧誘のアピールをするいろんな宣伝物で、入隊しませんかというものが届きます。これによって、やはり相当驚く方もいらっしゃると思います。本当にごくまれなんですけれども、この名簿が心ない担当自衛官によって売却されていたという

事例もあるんです。

そういう意味からいきますと、本当に個人情報の取扱いについては慎重にすべきだなと私は思います。先ほど取扱いは慎重にしますという札幌方面の担当からお話があったということですが、これについて覚書を書面で交わしている自治体もごございます。あるいは紙媒体で出したものは、業務が終わったら返すということをや約束してるところもごございます。私はやはり個人情報ということで取扱いを慎重にする意味で、元に戻して閲覧にすべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えをいたします。まず自衛隊のほうから個人情報の取扱いについて慎重を期しているということで文書でいただいております、それには関係法令に基づき適切に管理するとともに、個人情報に細心の注意を払うこと、募集対象情報は利用目的以外には使用しない、第三者への提供を行わない、保存期間は1年未満とするというようなものを文書でいただいております、このとおりに管理をしていただくということです。

また、先ほどおっしゃった悪い方がいてそれを提供するというところはゼロではないんですけど、そこについては自衛隊のほうできちんとしていただいて、そういうことがないようにということにはなると思います。町村によっては名簿の返却を求めているところがあるというのは承知しております。私たちがそれをやるかどうかの検討はまだしていない状態ですが、書面での取決めというのも含めて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問であります。福岡県筑後市がごございますけども、市の行政審査会というところで個人情報を慎重に取扱い、個人の権利・利益を保護する立場にあるので云々ということで、2021年6月にそういう文書を市に出しまして、これを受けて市はそれまで提供していた名簿を取りやめるということになりました。こういった事例もごございます。そういう意味で、今までのやりとりはごございますけれども、ニセコ町においても同様に個人情報の保護ということを最優先していただきまして、名簿提供を中止すべきということではありますが、町長の所見を伺います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 高木議員が言われていることはよく分かるんですけど、閲覧にしても紙にしても情報を出すんですね。閲覧っていうのはその人が書き写す作業です。事務の合理化としては紙を渡したほうがはるかに楽といいますか、簡素合理化に資するものだと考えております。個人情報という面でいけば、閲覧も禁止っていうのは何となく分かりますが、閲覧はよくて紙媒体で出すのは変だというのは、逆に私は違うのではないかと思います。これまでも個人情報保護に関してはいろんな議論をして、国が明確にこういったものを出していいということを言っています。個人情報保護に関する国の法律に基づいて、よいということを言われてますので、今後につきましても現状の形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番、前原孝植君。

○5 番（前原孝植君） 通告に従いまして質問させていただきます。株式会社ニセコ雪森考舎について、運営実態が分からないという町民の声がありました。これに対して、私は6月から調査を行い資料としてまとめました。雪森考舎へ指摘する点は多々あるのですが、私の調査資料から3つ抜粋して質問いたします。

(1) 第三セクターの株式会社ニセコ雪森考舎設立に向けて、株式会社トビムシへ令和元年度から令和4年度まで合計5,210万2,000円のコンサルティング費用が発生しています。この設立準備期間から遡り、今後5年で株式会社ニセコ雪森考舎に対して合計約2億円以上の公金が使われることに、町民がしっかりした説明を受け、納得しているものとお考えか伺います。

(2) ニセコ雪森考舎の取締役には、株式会社トビムシから2名が役員として在任していますが、取締役の役員選任基準がどのように定められているのか伺います。

(3) 決算期を6月とした際の不必要な決算経費の発生、6月末時点で新年度へ向けての事業計画書が策定されていない状況、町からの委託事業（公金）ありきで決算の黒字化という認識など、会社の経営が健全になされているとは考えられない状況です。会社の健全経営に向けて、誰がどのような責任を負うのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。一つ目のご質問ですが、株式会社トビムシにはこれまで発注の総額5,210万2,000円のうち、令和元年度には木材などの域内調達率向上に向けた基礎調査、令和2年度にはニセコ町森林ビジョン策定支援といった業務、合計1,594万8,000円を発注しております。令和2年度から令和4年度まで、主に会社の体制づくりを検討した業務は3,615万4,000円となっているところでございます。これら検討の中では、公開による森林ビジョン策定委員会を3回開催し、森林づくりなどについて各委員と審議を重ねてきたほか、森林に関わるテーマで8回のまちづくり町民講座を開催し、広く町民の皆様と意見交換する中でつくり上げてきたものでございます。ご質問のありました合計約2億円以上の額につきましては、先ほどの発注総額5,210万2,000円に加えて、今後5年間、2023年から2027年の間の売上げの見込額、森林ビジョンの牽引や調整役を担うための委託業務の受注額、さらには木製品やイベントツアーの販売といったものが含まれているものを合計している額というふうに推察をさせていただいております。町民向けの説明につきましては、会社出資金については議会に対して事前に説明をさせていただいているほか、会社設立準備委員会では3月27日に説明会を開催しているところでございます。この時点で収支計画については未説明であったことから、遅くとも年内には町民の皆さんにしっかりと収支も含めた事業計画を説明する場を設け、会社の内容についてご理解をいただきたいと考えて

いるところでございます。

二つ目の質問の取締役の選任基準は設けておりません。取締役は会社設立準備会での検討や町との協議などを経て、3月17日開催の会社設立発起人会で決定されたものでございます。町としましては、事前協議において株式会社トビムシの全国各地における森林や林業関連会社設立の実績、町委託業務での成果を踏まえて、同社から統括役と業務担当の取締役2人が就任することを了承しているものでございます。

三つ目のご質問ですが、町では森林につきましては生態系の宝庫であり、また、二酸化炭素の吸収元でもある私たちの町にとって大切な資源であると考えております。森林を育て、森林に多くの皆さんが親しみ、そして森林資源の循環利用を促すという森との共生社会をつくることを第一の目的としてつくったものでございまして、その上で将来地域経済の循環を生むことに期待をして設立した森の会社でございます。こうした多目的で長期的な目標を達成するために委託業務を行い、森の会社が少しずつ成長するよう支援をしてまいりたいと考えております。6月決算期については、会社が業務を進める上で適切な時期と判断したものであると理解をしております。また、第1期決算の黒字化は3か月という短い期間で事業開始したことや、様々な準備のため結果として生じたものと認識しているところでございます。ただ第2期計画につきましては6月末に策定しておらず、8月4日の取締役会で承認可決されているということから、議員のご指摘のとおり改善を要する点があるものと考えております。第2期計画においても経常利益が黒字になっていることから、今後会社を成長させる上で必要な経費の支出をしっかりと盛り込むことが必要と考えているところでございます。担当課ではおおむね週1回行っている会社との打合せにおいて、改善や検討を要する点につきましては協議や助言をしてきたところですが、引き続き適切に会社経営がなされるよう留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） (1)について再質問させていただきます。こちらのコンサルティング費用5,000万かかっているんですけども、これはこの会社の設立目的っていうのがそもそもが森林経営管理制度に対して、その業務を行う会社ではないんですか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 森林管理計画に基づいてつくった会社ではそもそもありません。管理計画があろうがなかろうが、今ニセコにある貴重な森林をできるだけ町民の皆さんに開放して、みんなで木を育てて、そういう循環型社会をつくりたいと。環境モデル都市の大きな目的の一つとしてつくったものでありまして、国の制度がどうこうと言ってつくったものではないということをご理解いただきたいと思います。ただ、国の制度ができましたので、そのようなことも視野に入れつつ、今後活動を協議をしていくというような捉え方をしてございます。よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 森林のビジョンは理解できたんですけども、そもそもこの大きいビジョン、多目的に行う事業に関して従業員がゼロなんです。どのようにこれ管理するおつもりですか。取締役は5人いらっしゃいますけども、これに関して、例えば森林の実務、それともう一つはデスクワー

ク、そういった様々な作業等ありますけども、実際に地域おこし協力隊がここに参加するんでしょうか。事業の内容と従業員の数が全く合いません。なので、ここに出されている事業は難しいのではないかなと思っております。かつ、町が3,500万ほどこの会社に委託する事業というのは何なんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 前原議員のご質問にお答えいたします。会社の従業員の話が出たんですけども、現状としましては事務・実務を執り行っているのは、取締役1名と地域おこし協力隊1名というところになっておまして、会社の事業をする上でマンパワーが不足なところは改善していくということも視野に入れて、第2期計画は会社と協議をしてみたいと考えているところでございます。

もう一つ、今年3,400万ほど委託をしている内容でございますが、こちらにつきましては3つの委託業務を町から発注しておまして、持続可能な森林経営の実現に向けた基盤体制構築ということで、役場の業務の一部移管の試験実施ですとか、木材利用システムの試験導入、町産材製品のマーケティング、あと森とともに暮らす体験プログラムの提供、林業木材加工業に関わる多様な人材育成を委託業務として発注しているところです。

2つ目としましては、森林づくりの人材育成事業になっておまして、地域の現状ですとか林業・木材に係る幅広い知識・技術習得を目的とした研修について開催してもらおうという部分と、木育ですね、森に親しみ木に触れる、そういう木育の普及啓発に資するようなイベントを開催してもらおうものでございます。

3つ目としましては、ニセコ町の地域おこし協力隊林業人材育成事業でございまして、協力隊の育成・作業指導・活動支援、あるいは他に林業希望者がいれば、その相談対応をしていただくような業務になっております。以上になります。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 2項目めの再質問をさせていただきます。取締役の選任基準がないとおっしゃってございましたけども、町は1,000万の株を買ってると思います。これいわゆる町の会社になるんですけども、取締役の選任がないっていうことは誰でもなっているということではないと思うんですけども、取締役役員の方の反社及び経営、その人の会社の経営チェックはされたんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 基本的にはこれまでの委託業務の中で、ニセコ町では森林経営の部分は活発に行われておりませんが、ニセコ町民、特に森林を大きく所有されていらっしゃる皆さんにも株主等々になっていただきながら、そういう皆さんともお話しを進める中で現状の取締役を選任させていただいたということでございます。基準がないということについては、先ほど町長も申し上げておりますけれども、これまでの委託ですとか各地での経営状況といいますか、会社経営の状況を加味して町のほうでも了承をさせていただいたという内容になっております。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今のご質問の中で反社という言葉がありましたが、反社会性があるかどうか

は取締役以前の問題、そもそも町は反社とはつき合わないということを明確に、これまでもしてきておりますので、その辺はそもそも最初から除外し、健全な皆さんになっていただいていると理解をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原委員。

○5番（前原孝植君） 2項目めについて再々質問させていただきます。選任に関してはそのようにお答えいただいたんですけども、この取締役の中に株式会社〇〇の代表の方もいらっしゃるんですけども、この株式会社〇〇というのは電子通貨の会社だと思うんですが、なぜ電子通貨の会社が林業の会社の取締役になってるんですかね。そしてこの株式会社〇〇という会社はお調べてますか、会社の経営実況の実態は。これに関してちょっとお伝えしますが、令和2年に関しては、売上高2,000万円に対して赤字が8,500万円出ています。令和3年に関する決算は、4,000万円の売上げに対して5,000万円の赤字が出ています。令和4年に関する、4,000万円に対して6,000万円の赤字が出てます。もう真っ赤かの会社なんです。もう火の車の会社なんです。ニセコ町の電子通貨をやってる NISEKO Pay の会社なんですけども、この会社の代表取締役が雪森考舎の役員にならなければいけないという理由は何でしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） お話が出たので〇〇と申し上げますが、この前身はこの会社を実施してる社長がもともとは〇〇という投資会社を立ち上げた人物でございます。この〇〇という会社については、いわゆる投資の世界の中ではちょっと異端といいますか、世の中のためになる取組を行う会社という部分について投資をしてきたということで、それをうまく成功させたという人物だと我々は捉えております。その〇〇の中でやってきた世の中のためになる投資を実施するということの延長線上に、今〇〇という地域通貨を立ち上げたということで、この〇〇という地域通貨については共感資本主義というものを掲げて、ただ単純に投資として設けるためだけのお金ということではなくて、地域の皆さんの共感の中で成り立つ仕組みというものにチャレンジしている会社でございます。その中で、なぜこの会社が今ここにたかということなんです、森林資源の今回の会社につきましても、町長が先ほど申し上げたように森林ビジョンを実施していく主体となる会社ということなんです、このそもそものスタートの考え方の中にはニセコ町の中で森林という様々な宝庫を抱えた宝物があるんですけども、これをきちっと回していくといいますか、経済にも載せていく、それから様々な住民の皆さんの体験・活動にも載せていく、利活用して地域の資源を地域の中でよりよく回すということが重要なんですけども、それについてできてこなかったということがありまして、地域通貨という形と組み合わせる必要があるかないかといえ別になくてもあってもいいんですけど、この森林を地域の中で回して経済も活性化させていく、まちの中にも経済的な潤いを高めていくという観点において、〇〇の社長さんの考え方についてはとても親和性が高いといいますか、共感できる場所がありまして、それから会社経営という意味での投資をずっと続けてきた方だということにおいて、今入っていただいているとの認識でございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの答弁にちょっと補足させていただきたいのですが、この〇〇のオ

オーナーは何冊も本を書かれておりますのでお読みいただければ分かるかと思いますが、これまでの社会っていうのは全てお金で回ってきて、そこに利潤を生むということが最大化されることが美しいということになってきて、ご本人もそういう中でずっと投資をされたり様々な金融の世界におられた方ではありますが、これからは社会の中でこれから頑張る人、あるいはそもそものスタートアップができないけれども、そういった人を応援することによって本人がスタートアップに成功することをずっと応援している企業が、そのオーナーが立ち上げた〇〇という会社でありまして、地域通貨もたくさんやってる中の一つであります。こういった会社を興して現在ニセコに来ていただいているという状況であります。我々としても地域で経済を最終的に循環させていきたいと思っています。〇〇氏のお金に関する本もたくさんあります。こういった思想を入れ込む、そして経営者としては大変有能な方でありますので、我々田舎の中でやっているの、世界で仕事をし、そして東京でも様々な活動をした人にこの森の会社へ入っていただくことによって、その価値やノウハウを少しでもここにに入れていただければということで、出資をいただく中で取締役にも選任させていただいたということでもあります。先ほど〇〇の会社の赤字額のことを言われていましたが、そもそも初期で黒字化して何かをしよう、儲ける会社ではありませんので、投資をしながら長期的戦略でペイラインにもっていけばいい、社会的投資ということを最大限行っている会社であります。その長期戦略をよく見ていただくと、10年20年先にはこういうふうになっていくというビジョンがあって行われていることですので、ぜひとも短期的な評価というのではなくて、総合的な面をご理解賜ればありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 3項目めについて再質問させていただきます。この3か月間、いろいろこの雪森考舎について調査をさせていただきました。その際に副町長とも何度も何度もお話をさせていただいています。その中で、誰のために政治をしてるんですかね。本を何冊書けば町の税金を何千万使えるんですか。違いますよね。本来やるべきこと、町民が求めていることを執行部の皆さんがやるんじゃないんですか。町長がいろんな話を引っ張ってきたり、いろんな人を引っ張ってきて、それはいいことだと思います。それに対して女房役の副町長がそれが適切かどうかブレーキをかけるんじゃないんですか。雪森考舎の事業はリースだけで800万円で4機も借りてるんですよ、しかも5年。5年ですよ。リースアップするっていう話も出てるんですね。これどこに保存するんですか。メンテナンス誰がやるんですか。従業員ゼロですよ。これ地域おこし協力隊が使ってケガをしたらどうするんですか。どこが責任をもつんですか。もう一つ、材木加工の事業もありますけども、テーブル等いろいろ加工する機材が入ってますけども、これ誰が使うんですか。町民からこれつくってほしいって依頼があったんですか、そのコンサルの時期に。町民の何百人の方からこういったDIYの作業場が欲しいっていう話があったんですか。この管理は誰がするんですか。トビムシから出てる執行部の1人がこれ全部やるんですか。重機の管理から、DIYの部屋の管理から、空間デザインの事業から、コミュニケーションの事業から。ビジョンは分かります、けどもこれ回りませんよ、予算も。全て。株式会社トビムシは確かにいろんなところで事業をなされています。僕も拝見しました。けども成功してる場所は、本当に僅かです。その中で一番成功しているところは飛騨のクマは踊るという会社

なんですけども、それもトビムシが良かったんじゃないくて、一緒に組んだロフトワークの〇〇さんがすばらしい方だったんですよ。そこの実績があったからあれができたんであって、今その人も抜けてますけども。結局、今ニセコ町とトビムシが関わって、このコンサルを4年間もかけてやって会社も立てましたが、この事業プランに対して全く価値が見えません。私が求めているのは会社の株式の利益ではございません。会社を運営する、せめてもの人件費であったり、そういったものを稼ぐギリギリのラインまでは黒字化してくださいとお願いしてるんです。それをしないで、事業はお金じゃないって言われても、その従業員から何から3,000万円出てるじゃないですか、町民から。株式会社でつくったのであれば、株式会社の従業員、取締役がしっかり黒を出してくださいよ。利益じゃなくて。この会社を設立してまだ3か月ですけども、全く機能しないというのを副町長にお伝えしております。それについて、今後どのような責任を負うのですか。もう一度明確にお答えください。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 今のご質問、押さえてないところもあるかもしれませんが、現状で従業員というのは確かに取締役から1名出て、それから協力隊ということになっております。それから、いわゆる川上と呼んでますけども、山から材を引いて持ってきて中間の川中で処理をして、それから販売をしていくという川上の部分については、そもそもニセコ町には実態といいますかそういうものがないので、これも一からつくっていかねばならないということで、協力隊も募集し、この会社を通じて研修を実施させてもらっているということでございます。この会社に現状で川上の従業員の方はいませんけれども、そこについては協力隊とのまさに協力の中で、例えば委託業務であるとか、場合によっては会社に入ってもらおうということもあると思いますが、ご本人たちの希望もありますので、今はどちらかという委託というかお願いをして、研修の中から出てくる木をまず利用して、特に広葉樹になるかと思いますが、その山から出てきた広葉樹を活用していくという流れで考えております。ですから全部が全部、今取締役が一人でやるという考え方ではございません。

それから、今期は第2期ということでございますが、3期4期という中で人材を確保しつつ、先ほど申し上げた大所高所の目標になるかと思いますが、それを実現していく会社に育てていくという考え方をしているということでございます。

それから、人件費程度は少なくとも黒字化というようなお話でございますが、それについてはまさにおっしゃるとおりだということで、公金といいますか、国からいただく補助も含めてということではあるものの、自分たちの稼げる人件費については少なくとも自立した中で賄っていくというのが正しい形ではないかというのは、確かにある程度そのとおりだろうと思っておりますので、もっともっとそのアクションプランとしての精度の高い計画をつくって、そこに向かって実施をしていくという形になろうかと考えます。

それから、この会社の設立についての責任はもちろん町が出資して半分以上は町が持つてますので、これが最終的にも成り立たない、6期7期と今経営の計画を立てておりますけれども、それらについても全然成り立たないということになってくれば、町としてもそこについての対応は考えていかなければならないところだろうと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この森の会社につきまして、従業員ゼロでこれだけの仕事をやれるのかというのは、まさに議員おっしゃるとおりだと思います。我々もその人材確保ですね、その点はしっかりスピードを上げてやるように、あるいは地域にもこういったものに協力してくれるような会社も多数あるのではないかと思いますので、そういった情報を収集しながら、この会社自体の組織が広がって行って、応援団が出て、地域で回っていくように精いっぱい努力をさせていただいて、早期にそういう懸念がなくなるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 3項目めについて再々質問させていただきます。会社を運営するにあたって赤字を出したりとかしたら、誰かが責任を負わなきゃいけないんです。私も会社を持っていますし、議員の中にも会社を持っている方もいらっしゃいます。赤を出せばその人は借金が出て首が回らんようになる、それでも責任を持ってやらなければいけない。その中で、この雪森孝舎がこのようなお金の使い方をして、4期も5期もやっていくってことをおっしゃってますけども、コンサルで4年間で5,000万使って1期目から結果が出ないってどういうことですかと。その時点でもうアウトなんですよ。これだけ重機も入れて、DIYの箱物をつくって、これ箱物行政じゃないですか。これだけ箱物をつくって、本当に町民使いますかね。数字になりますかね。財務諸書に目を通しましたけども数字もぎりぎりじゃないですか。どこに従業員を雇うキャッシュが生まれるんですか。全く見えませんよ。僕からするともうこれ会社ごっこでしか見えない。会社ごっこで出た赤を、なぜ町民の税金で負担しなきゃいけないんですか。町民が負担してくれとおっしゃっているのか、この取締役の中の誰かが責任を負ってくれるのか、誰がこれ責任を負うんですか。もしこの1期目の決算が悪かった場合。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） ご指摘ありがとうございます。確かに肝に銘じなければならないというところはあろうかと思います。ただ、私どもも確かに行政の中でやらなければならない、先ほど申し上げました大所高所の意味でということで、口幅ったようではありますがニセコの森林を何とかしなければならぬという難しい課題があって、それについての様々なチャレンジを今しているという中で、足りないところもたくさんあるかと思います。それから、これが1期2期ですぐに黒字になるという考え方も現在持っておりません。ただ、全国的にもこの森林については何とかしていかなければならぬのだという、いわゆる国の考え方も含めてございまして、私たちの森林に対する課題と親和性が高いという考え方の中で、国の資金も活用させていただき、それをもって今運営できているということは確かでございます。それらの活用と今の大きな課題を何とか解決して循環させていきたいという中で、もうしばらく時間はかかるかと思いますが、黒字化という言い方がいいかどうか分かりませんが、地域課題を解決しつつ、経済的にも何とか回るような取組に育ててまいりたいと考えているというところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 会社の責任ということでありますが、もちろん会社に関しては取締役が責任を負うということでありまして、町が株主として1,000万円公金を支出をしておりますので、全責任は町

長にあると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 12 時 00 分

再開 午前 12 時 55 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番、斉藤うめ子君。

○7 番（斉藤うめ子君） 通告に従いまして、2 件、一般質問をさせていただきます。1 件目、ニセコ高校の多様性豊かな未来のために。

ニセコ高校は 2026 年（令和 8 年度）から総合学科への学科転換が行われます。その目的は定員割れが続いている高校の現状を脱却し、入学者数の増加を目的としています。しかしながら、年々少子化が進み、現状では定員数を維持することはもはや困難になり、統廃合が進んでいます。こうした状況の中で、ニセコ高校はさらなる多様性豊かな未来を拓くために、18 歳以上の社会人に入学の機会を積極的に進めてはいかがでしょうか。教育長、町長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。現在ニセコ高校においては、学校の魅力化に積極的に取り組んでいるところであります。生徒募集の取組状況につきましては、教育行政報告において報告させていただいたところですが、一日体験入学や地域みらい留学説明会への参加人数や参加した生徒・保護者の反応などから、入学者数の増加が期待されているところでございます。

議員ご提案のように、定員に満たない場合においては、18 歳以上の社会人で入学を希望する方がいる場合には受入れが可能ですが、現状では中学校卒業者を主に生徒募集の取組を進めているところでございます。これまで同様 18 歳以上で入学の希望があった場合には、入試制度に従って対応していきたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、続いて斉藤議員のご質問にお答えいたします。教育長答弁のとおり、入試制度に沿って、教育委員会において学校との連携のもと取組を進めていただきたいと考えております。町としても引き続き支援をしまいたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） 9 月初めの北海道新聞の夕刊、あるいは 6 日の朝刊に道内の公立高校の配置計画が決定したというニュースがありました。最初に申し上げたように、出生率が年々下がってきており、1 クラス 40 人学級を維持するのは困難なことは明らかなだと思います。そこでですね、結局生徒数が減ってくる。学校魅力化プロジェクトで各学校がいろいろと一生懸命検討して、いかに生徒

を一人でも多く、子どもたちが自分の学校を選んでもらうことにしのぎを削ってるのは分かるんですけども、よくご存じだと思いますが、一方の学校が多くなれば、一方の学校は少なくなる。ニセコの近隣の日中定時制でいけば、真狩とか留寿都ですか、これらの生徒数のことを見ますとね、2年連続10名以下が続いてるとか大変厳しい状況があります。そういうことを見てたときに、今教育長がおっしゃったように方針に沿って生徒募集を行っていく、それはそれで結構だと思うんですけども、私は現在札幌市なんかは夜間中学とかあったりして、中学校も卒業できなかったという事情の方たちもいます。そして、ニセコにも様々な事情で、家庭的な事情とか社会的な事情、いろんなことで中学卒業で高校に行けなかったという町民の方もいらっしゃいます。この学校の説明書を見ますとですね、素晴らしいことが書いてあるんですけども、どう考えてもこれ、こういう中に一般社会人への門戸を開いてるところはないんですね。私はもうちょっとそのことを検討して考えてもいいのではないかなと思っています。というのは、一般的に大学ではリカレント教育と言って、学び直しということで門戸を開いているんですけども、それがというのはもう今現在ではね、高校進学率は99%、これは通信学校も入れてですけども、せっかくこういう魅力ある高校にするためにいろんな施策をとられているわけですから、ここに18歳以上の社会人の方も、必ずしもニセコ町民だけでなく、開いて行くのも一つの方法じゃないかと。生徒を奪い合うんじゃないかと、同じ15歳から16歳の子どもたちを奪うんじゃないかと、そういう道も新たな道ではないかなというふうに私は思っています。そして、これを先ほども申し上げたように、どこにも書いてないから知らない方も多いんじゃないかと思うんですね。そして、いろいろと考えたときに、高校に行くことによって新たにさらなる大学への進学とか、学習する機会がまた出てくるかもしれない。実際にそういう人たちを私も知っていますし、そういう方と話したことがあるんですけども、そういうことも検討する課題として考えていただきたいと思っております。これどんなにしても、今少子化で生徒数は少なくなってることは現実なので、そののところをどう考えられるのか伺いたいと思うんですけども。ニセコ高校が総合学科になるのは3年後、2026年ですけども、2026年までまだ、実質は3年と言っても準備だとかいろんなことで2年間ぐらいしかないかと思えますけれども、そういう生徒たちにもこの学校の要覧というんですか、パンフレットに入れてもいいのではないかなという思いがあります。それで本当に異年齢で社会に出て、あまり皆さん聞いたことがないから、ちょっと不思議な顔をしてらっしゃる方も多いかもしれませんが、そういう年齢の違う方が入ってきて一緒に学習するということは、非常に相乗効果も高まるんじゃないかと思うんです。社会をいろいろ経験してきて。いかがでしょうか。それをもう少し広げて検討する考えはないかなと思っています。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。まずパンフレットをご紹介いただきました。今年度つくった水色のパンフレットにつきましては、まず中学校卒業者を対象に作成をしているものでございます。先ほど教育長からも答弁をさせていただいたとおり、まず今ニセコ高校としては中学校卒業者を対象として生徒募集の取組をしっかり進めたいという思いがございますので、パンフレットについてはまず中学校卒業者を対象に作成しているものだとご理解いただければと思います。それから、もう一つリカレント教育の関係も含めて

ご質問いただいたかなと思いますけれども、ニセコ高校については3月に連携協定を結んだ小樽商大をはじめ、各種大学とも連携してリカレント教育ですとか生涯学習の面で町民の皆さんの学びの場となるような学校にしていきたいということで、今検討しているところでございます。なかなかニセコ周辺は高等教育に触れる機会がありませんので、こういったニセコでも学び直しの機会ですとか、それから地域の人材を育成するというような観点でリカレント教育ですとか、また教養を高めるという意味で生涯学習の講座を高校の教室等を使って行う、それを大学と連携して講義を開催する、そういったことを含めて今検討しているところですのでご理解ください。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 先ほども言いましたとおり、ニセコ高校はいずれ総合学科に転換していくわけですがけれども、道内には既に18校の総合学科があると先日伺いました。その現状というか、それはもう生徒増につながっていったのか、どのくらい成功しているのかということも伺いたと思います。私は近隣の高校一、二校ですがけれども、実際にちょっと調べてみましたけれども、なかなか総合学科も学校の運営のやり方もあるかと思えますけれども、もともと大きな学校の総合学科で生徒数が多いところは、いろんな教科、学科もたくさんあって、そして成功してるように見えるんですけども、もともとニセコ高校のような60人とか70人規模の高校が総合学科に転換したときに、どういう状況なのか。その18校のうちでこんなふうに成功してるよというのがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思っています。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 道内の総合学科については、これまでの設立の経緯からすると商業科と普通科の統廃合とか、そういった経緯で立ち上げたところについてはなかなかうまくいってない。これはもう議員ご指摘のように、全体的に少子化が進んでいるという状況ではなかなか難しいということでございます。うまくいっているとすれば、石狩翔陽のように6間口ですとか、そういう大規模校はたくさんの選択科目が設定できるということで有利性はあると思います。大空高校とってオホーツク管内のほうで最近開設したところでは、今現在やはり我々と同じように道外から入学者を呼ぶと。道教委的にも今地域創生ということで、地域だけで集めるというパイの奪い合いではなくて、外からも呼んでくるというようなことを提唱してございます。そういうことを受けて、ニセコ高校としてどうやって特色を持っていくか、どうやって子どもたちをたくさん集めるかということで、私としては奇をてらったものよりは、やはりまず第一に地域の中学校、地域管内の子どもたちが選んでくれるような、そういう特色を出したい。その上でもやはり全体数としては少ないと思っています。そういう中ですから、既にいろいろな意味で議員の皆様からもご支援いただいている地域みらい留学などを進めているところでございます。やはりニセコ高校がどうしたら生徒がたくさん集まって楽しく過ごせるようになるかというためには、やはりニセコとしての強みを最大限の武器にして私は取り組んでいきたいと思えます。議員ご指摘のように、現制度でも18歳以上の社会人の入学は可能でございます。私も過去に勤めたところでは実際に70のおじいちゃんが日本史を学んだとか。ただ、いずれにしてもその方たちは既に高校を卒業しているものですから、普通科を出た場合は普通科以

外の学科のところには入学できるんですけども、仮にニセコ高校は農業学科ですから、農業学科を出た人は農業学科のニセコ高校には入れないというのはございます。ですから、今やっぱりニセコ高校として進めるべきは、議員ご指摘のようなりカレント教育的なことであれば、科目履修生として受け入れるとか、そういう多様性を持ったほうが大学等のそういう科目履修も含めて、それらと連携をしていく中で検討していったほうがいいかなと私どもは考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） 2件目です。子ども食堂の開催と今後の課題について。子ども食堂は2012年にわずか9件だったのが、2016年には319件、2018年には2286件、2022年には7363件と全国的に急速な勢いで広がっています。

6月13日ニセコ町で第1回子ども食堂が開催されたことが、広報ニセコ7月号に掲載されていました。ニセコ町でもやっつと子ども食堂が始まったとの思いがあります。この子ども食堂ですけども、今後この食堂を継続するための展望と課題について、町長、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えします。6月13日に開催されましたニセコ町の子ども食堂については、黙食が推奨されていたコロナ禍も終わり、改めて子どもたちが食事と会話を楽しみながらコミュニケーションをとってもらい、子どもの楽しい居場所づくりのイベントとしてNPO法人ニセコ未来サポート隊が主催し、じゅうごばあと地域おこし協力隊、ニセコ町が協力という形で開催されました。ニセコ町内の子どもたち46名の参加があり、協力隊による宿題のお手伝いや、じゅうごばあによるカレーライスとポテトサラダの提供があり、子どもたちも大変楽しんで参加している様子をうかがうことができました。町としては町民センターの無償利用や各小学校へのチラシの配布などの協力を行ったところでございます。

今回御質問いただきました課題と展望については資金面や担い手が課題に挙げられますが、主催したNPO法人の意向としては今後も開催を目指しており、食材の寄附や企業協賛などを念頭に地域ぐるみで協力を得ながら、持続可能な取組となるよう検討しているとのことでございます。今回の取組はいわゆる子どもの貧困対策や孤食の解消に特化したものではなく、子どもなら誰でも参加できる居場所づくりの一つとして、NPO法人が思いを持って主体的に始めたすばらしい取組でございます。教育委員会としても主催者と意見交換を行いながら、事業を行う際に不足する部分などについて引き続き支援や協力を検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、続いて答弁させていただきます。ただいま教育長が答弁したとおり、今般開催いただいたNPOの皆様が意欲を持って自主的・主体的に取り組んだすばらしい取組だというふうに考えております。町としても教育委員会と連携の上、引き続き支援をしてまいりたいと考えておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 町長、教育長がおっしゃったように、子ども食堂がこういうふうスター

トしたということは非常に素晴らしいことで申し上げることはないんですけども、ただこれをですね、今1回目ですからね、これからどのように継続していかれるのか、そこのところが一番大切じゃないかと思うんです。近隣の町村なんか始めたところ、そこはやはりいろんな地域住民が中心になってたりしてスタートしてるんですけども、やはりニセコ町と同じように町が場所の提供をするとか、いろんなサポートは各所でしているようなんです。それでも、例えば例を挙げてなんですけれども、蘭越町の方にお聞きしましたけれども、5、6年前のコロナ前にスタートしたけれども、コロナのこともあったようなんですけれども、なかなかいろんな皆さん、本当の純粋なボランティアでやってるわけですから、各人が仕事が入るとかいろんなことでなかなか定期的っていうか、その5、6年の間に5、6回はしたんじゃないかなということでしたけれども、継続的にしていくことが難しい。

それから、まずはもともと子ども食堂というのは先ほどもおっしゃったように貧困に苦しむ子どもたちを支えるということが目的でスタートしたようなんですけれども、私は今現在において本当に必要としている人たちはどういう人たちだと思われるか、そこをちょっとお聞きしたいと思うんです。今回は小学校にポスターを貼って、小学生対象だったようなんですけれども、この町で本当に必要としている人たち、この子ども食堂という名前だけれども、この中の意味は結局皆さんがコミュニケーションのとれる皆さんの居場所なんですね。ですから、年齢を問わずいろんな人たちが交じり合って、助け合って、そして支え合って。先ほど教育長がおっしゃったように、地域おこし協力隊だとかじゅうごばあだとか、それからNPO法人がまず主催者になって始めたということは広報ニセコに出ておりましたけれども、これはやはり町民の皆さん、本当に困っている人たち、どういうふうに把握できるか、していただきたいなというふうに思っています。本当に困っている人たちのためのコミュニケーションができるみんなの居場所にしていくのは大事じゃないかなと思ってらるんですね。以前ボランティア団体のことをお聞きしたと思うんですけども、社会福祉協議会でしたか、ボランティア登録してる団体が何か所だったか忘れましたが、10数か所ですか、あると聞いたんですけども、そういう方たちが、やはりできるだけ一緒になって、そしてこの町でいろんな年齢、地域、いろんな事情のある人たちも誰でも来れるようなね、そういうふうにしていかないと、ごく一部の人たちのためのものであってはいけないんじゃないかなということを感じてます。というのは、子ども食堂に関しては個々に町民の方たちとも話し合はしてきたんですけども、どういう形をとるかということ是非常に難しいんですけども、どこでもやっぱり継続できている。まず子ども食堂の一番のネックになるのは、まず資金の問題ですね。それから、これは農林水産省のアンケート調査が出てたのでちょっと引用させていただいてるんですけども、「全国7300ある子ども食堂の7割は市区町村の社会福祉法人の援助を受けて運営している。」それでもやはり足りないんで、クラウドファンディングをして資金を集めるとか、やっぱり資金調達が一番大きな問題になるということが第一にあるんですね。というのは、逆に言えば行政の理解が得られないとか、学校とか教育団体の協力が得られない、住民の協力が得られないというのが一番ネックになるわけです。それから二番目は会場の確保ですね。今回町民センターを使ってるんですけども、町民センターには生活研修室というのがあって、近くに小ホールがあるんですけども、お料理をつくった人数にももちろんよりますけれども、お料理をつくったものを運ばなきゃなんないとか、そこにはかなりの協力スタッフがたくさんいる

ので、規模が大きくならざるを得ないというのが現実ではないかと思うんです。町民センターはそういうみんなが集まりやすい居場所、この食堂に関する場所としてはちょっと使いづらい場所じゃないか、それには相当の人数のスタッフが必要ないんじゃないかなという構造的に難しいんじゃないかなと思ってます。京極町は社会福祉協議会がやってるんですけども、町の中にそれ専用の場所っていうのを確保できている。そこでいつも利用できる、みんなが居場所として利用できるという場所がちゃんとできているっていうことなんですね。先ほど団体、いろんな団体、ボランティア団体ができるだけ協力して、いろんな層の方たちを対象にできるように継続してやっていくには、スタッフを確保するにはそういうことが必要ではないかなと。そういうことが一番問題になるのではないかなということを感じています。せっかくスタートしたものですからね、やはり皆さんのための、みんなの居場所になるような食堂の開催に進めていってもらいたいなと思ってんですけども、町としてはこの場所の問題、資金の問題、様々な問題があるんですけども、これは町全体、行政も社会福祉協議会も教育委員会もみんなで話し合いをして、これからのことの計画を立てていく必要があるのではないかと私は思っていますけれども、いかがかお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えしたいと思います。いろいろなお話があったので、整理しながらというか、全てのお答えできないかもしれませんが、まず、どのように継続していくか、資金面や会場といったところに問題があるというところですが、今回NPOの方が主催したということで、始める前からも様々な意見交換してきたところであります。今回の主催された方のご意向としてはできるだけ実走していけるようなスキームでやっていきたいということをおっしゃっておりました。今ある程度そういう方向性で考えてるよって聞いているのは、食材の提供、そういったものは例えば農家さんから寄付を募るとか、あとは町内の企業でも興味を持っている方がいらっしゃるということなので、そういったところの企業協賛など、お話をし始めてるところもあると伺っております。

先ほどの教育長の答弁でもありましたとおり、そういった中でまた次にやる向きに向けて、足りないところとかそういったことについては我々も十分支援していけるよう取組については理解しております。今のお話の中で、本当に困ってる人のためにというようなお話もあったと思います。答弁でもありましたけども、貧困対策と銘を打ってやってたわけではありません。逆に貧困対策と銘を打ってしまうことで、逆に参加しづらくなるのではないかなと考えたところもあります。本当に来てほしい人に来てもらう、誰でも来れるような場の設定が、ニセコ町ぐらいの町の規模だとすごく重要なかなと考えていたところもございませう。会場についても今回町民センターを使いましたが、使いづらいってというような声は特に聞いてはいないんですけども、例えば今おっしゃった京極町のように専用の場所をつくるということになってくると、またそれこそ維持・継続していくための資金だとか人手だとかも必要になってくると思いますので、そこはやはり慎重に今後判断したり検討していかなければならないのかなと考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 齋藤議員。

○7番（齋藤うめ子君） 答弁いただきましてそのとおりでございんですけども、私はやはりね、ちょっ

と繰り返しになる部分が多いんですけれども、継続して、そして一番大事なことは、必要な人がどういう形が必要かっていうことを、やっぱり町内でもある程度把握する必要があるんじゃないかなと思ってます。というのは、今現実問題として高齢者が随分増えて、ひとり暮らしの高齢者がかなり増えています。コロナ禍で家に籠っている方たち、3年間ぐらい籠ってた方たちが非常に多かったので、いざコロナから解放されて一歩出るとなると出づらくなってる方たちがかなり多いように感じてます。高齢化は進んでますし、孤食の人たちも本当に身近に聞いてますので、そういう人たちも出やすい環境、私はもちろん子ども食堂の大切さは分かりますけれども、それと同じぐらいに高齢者にももっと必要じゃないかなって思ってます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員、子ども食堂に徹してください。高齢者のほうになるとまた担当課も変わってくると思いますし。

○7番（斉藤うめ子君） 議長、子ども食堂というのは名前であって、決して年齢を制限してるわけじゃない。子どもを対象にしてないということは一番最初に申し上げてましたので、質問がずれてると私は思っておりません。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか、片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 議員ご提案のような大人の方もという考え方は十分理解できると思います。実際に名称はともあれ、今回NPO法人の方がそういう特化したものではなくて、コロナ禍があけて子どもたちが楽しく食事できるよう支援する場として開催したということですから、これはできるだけ継続するために、町としてもいろんな場所の提供や食材の提供なども声かけしたり、そういう協力はぜひしていきたいと考えています。経済的なことにとらわれず、子どもなら誰もが集まれることを目指していきたいと思っております。

実際に大人の方とか高齢者の方については、また別の支援とかサポートとかされている部分もありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 続きまして6番、小松弘幸君。

○6番（小松弘幸君） それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は、幼児センター・小中学校・高校にエアコン設置を検討できないか、質問いたします。地球温暖化による環境変化により、今年のニセコ町は湿度も高く30度を超える真夏日が多く続きました。この高温傾向は、今後も続くことが予想されています。

さて幼児センターでは、年々長時間型児童の割合が高くなっており、特に3歳未満児の入園要望が多い状況です。現在、0歳児の乳児室にはエアコンが設置されていますが、1歳児から5歳児の保育室には設置されておりません。扇風機で暑さをしのいでいるのが現状であり、小さな子どもは体温調整の機能が未発達で熱中症になりやすいと言われており、従来の暑さ対策では限界もあると考えます。深刻な夏の暑さ、熱中症対策、換気設備として、また、未来を担う子どもたちの健やかな成長と安心で快適な保育環境改善のために、全室設置に向けて検討できないか。

同じく小中学校・高校に対しても早急に導入を検討できないか、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 小松議員のご質問にお答えいたします。この夏は熱中症警戒アラートが発

せられるほど記録的な猛暑日が続きましたが、報道などでは来年以降も気温の高い傾向が続くと言われており、教育委員会としては子どもたちの学習環境や保育環境をしっかりと保障するため、迅速に対応すべき課題と考えております。特に幼児センターにつきましては、5歳児以下の小さな子どもたちを預かっている施設でもありますことから、子どもたちと職員の健康と安全のためにも、施設の利用方法に合わせ、効率的かつ経済的で保育業務にできるだけ支障が出ないような施工方法なども勘案しつつ、できるだけ早くエアコンの設置に向けて検討させていただきます。

また、同じく小中学校・高校におきましても、同様にエアコン設置に向けて検討させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来たと警笛も鳴らされている状況にあります。最近の暑さは高齢者や乳幼児に限らず、誰にとっても命を脅かす気象災害であると認識しなければいけません。水分補給、十分な睡眠と休息など、日常生活の中での熱中症予防策をこれまでより強めていかなければなりません。

さて、文部科学省によりますと、先ほど町長も触れておりましたが、道内の小中学校エアコン設置率は16.5%、全国平均の95.7%には遠く及ばず最下位でした。設置されている教室は多くが保健室などの特別教室で、普通学級への普及はほとんど進んでおりません。道内の中には同じ後志管内の寿都町で100%、小清水町で74.4%、普通教室は100%と高い冷房設置率を誇っているところもあります。エアコンを設置することで子どもを熱中症から守り、落ちついて勉強に集中できる環境を提供できます。また、学校で働く教職員に、快適な職場環境を提供できることがメリットと考えます。夏休みが終わっても残暑が大変厳しく、子どもたちや教職員が共に学ぶ場として、大変苛酷な環境にあります。現在、各教室では窓を開けて、扇風機を3台程度回しているようですが、外も中も暑い中で熱風を回しても冷却効果はありません。

学び舎の環境改善は喫緊の課題です。もはやエアコンは贅品ではなく、地球温暖化が進む中、いつかではなく、早期に設置を考えるべきです。導入のために各学校、各教室ごとに導入計画を立てるべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの小松議員の再質問にお答えします。学校においては学校保健安全法という法律に基づきまして、児童生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準という、学校環境衛生基準というものが定められております。その基準において、教室の温度については18℃以上28℃以下であることが望ましいとされているところです。ご質問にもあったとおり、今年の夏については熱中症警戒アラートが発令されるなど、教室内の温度が30℃を超えて、時には35℃にいくような場合もございました。このことから、各学校では午後の事業を取りやめるといった対応もとってきたところでございます。このような状況ですと、児童生徒の健康維持ですとか学習能率、それから教職員の職場環境の維持という点からも、適切な状況ではないと考えておりますので、教育委員会としてもエアコンの設置は急務の課題だと考えてございます。ニセコ町においては、小中高校には保健室にウインドクーラーを設置しておりますが、現状では普通教室への

設置はございません。議員からご指摘いただいたとおり、後志管内では寿都町が冷房の設置 100%でございますが、羊蹄山麓の状況では京極中学校で設置があるのみということで、全体としてはまだまだという状況かなと見ております。

今後、本町においても効果的な導入計画を進めていきたいと考えておりますので、現在どういった冷房設備がいいかという選定等、具体的に検討を始めているところでございます。あわせて、冷房効率を上げるという意味で、窓からの断熱ですとか屋上の断熱といったことも有効と伺っておりますので、そのほかのCO₂削減への配慮ですとか電気代の抑制といった観点も含めながら、総合的に検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解・ご支援のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 学校に空調設備を導入する際には、いくつかの条件を満たすと、国から学校施設環境改善交付金が受けられます。体育館については2023年度から補助率が2分の1に上げられ、普通教室・特別教室は3分の1の補助金がありますが、残りは町は負担しなければなりません。先ほど同僚議員への説明の中で、町長のほうから政権与党に予算確保とか補助制度について要請をしたとお聞きしましたが、設備選定や施工方法などさらなる財源確保や課題はありますが、来夏の稼働に向けた検討をぜひ進めるべきと考えますが、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再々質問にお答えしたいと思います。ご紹介いただいたとおり、学校環境改善交付金については3分の1もしくは2分の1といった補助制度がございます。今年の夏の猛暑の影響によって、特に北海道・東北から相当量の要望が上がると見込まれておりまして、そのため国による予算不足の可能性が指摘されているところです。再々質問の中でもご紹介いただいたとおり、町長においても要望活動に取り組んでいるという状況でございます。そのほかの方法として、学校環境改善交付金以外にも学校は避難所にも指定されておりますので、学校施設の防災機能の強化をするという観点で他の財政措置を活用するという方法もあるのかなと考えております。それから、近年は品不足ですとか工事をする人手不足という点からも工事が遅れたりという状況もありますので、そういった点も総合的に勘案する中で導入計画を立てていきたいと考えております。今後、エアコンのタイプですとか効果などを検証しつつ、財源も含めて総合的に検証を進めてまいりたいと思います。最後に、来夏に向けてということでありましたけれども、最初にこども未来課長が答弁させていただいたとおり、乳幼児については特に体温調整機能が未熟という点もありますので、幼児センターをまず最優先と考えて、あわせて学校についても教室ごとの優先度を確認するなど検討しながら対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、9番、篠原正男君。

○9番（篠原正男君） さきに通告いたしましたとおり、一般質問を2件行います。最初に、ニセコ小学校グラウンドの安全確保についてお伺いします。現在町道役場前通歩道整備実施計画委託業務を発注済で、ボーリング調査も現在行われていると伺っております。そこでニセコ小学校へ通う児童の安全確保とグラウンド内の安全確保について、この際道路管理者と学校施設管理の立場から、それぞれ通行者の安全と児童の学校内活動における安全確保等について考えてみるべきと思っております。

す。教育長、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。ニセコ小学校のグラウンド周辺には、町道役場前通や校舎との間に法面があります。こうした法面については、滑って転倒するといった危険がありますことから、学校においては法面を通らず、校門や階段通路を使用するように児童には指導しているところでございます。特に遊具周辺の法面は道路に向かって下り坂となっており、勢い余って車道に飛び出してしまい事故に巻き込まれる恐れもあるかと思えます。町民運動会の日には法面を駆け下りる子どもたちを見かけたということですので、改めて学校で児童への指導を徹底してまいります。なお、今後町道役場前通歩道の拡幅工事が予定されていることから、設計内容について随時協議し、危険な箇所へのネットフェンス等の設置を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。忠魂碑やこども館側の法面につきましては、教育長がお答えしたように調整をしてみたいと思えます。なお、幼児センター側の法面につきましては現在測量調査中でありまして、法面については擁壁になる可能性もございいます。擁壁になった場合は歩道の外側に転落防止柵を設置するため、道路からグラウンドへの行き来ができないということになりますので、今後教育委員会とも協議の上、必要に応じては階段の設置についても検討してみたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 子どもたちの安全確保についてはそれぞれ考えられているということですので、その点しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。もう1点、グラウンドを使った活動の中で、最近はありませんが、少年野球や少年サッカークラブの活動、それぞれの活動の中でボールが道路のほうに飛んでいってしまうというような例も見受けられております。その際大変交通事故等の危険性がありますので、それらをしっかりと止めるということも学校施設の管理上、必要なことではないかと考えております。

それと今回は道路の工事とあわせて、学校の安全面をもう少し視点を下げて、しっかりと確認をお互いし合うということもこれまた必要なことではないかと思えます。道路は道路、学校は学校というような単純な区切りではなくて、子どもたちの安全の確保のために何をすべきかというような観点から、しっかりと点検もしくは危険箇所を減らしていく、そんな努力もお願いできればと思っておりますが、この点について再度お伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。まずボールが出ていくという状況が見受けられるということです。学童保育所側ですとかスクールバスが転回するお寺側のほうには、ボールが行かないようにネット型のフェンスといいますかネットを設置しておりますが、現在遊具側にはそういったものがない状況です。子どもたちが駆け下りないように、今取りあえず仮設のロープで区切ったところですが、今後ボールの点についても十分配慮して

いきたいと考えてございます。

それから、道路の管理と学校の安全というところでございますが、ニセコ小学校のグラウンドの周辺に限らず、現在教育委員会では通学路安全推進会議という会議を開催してございます。この会議については、開発局ですとか北海道の小樽建設管理部、警察、それから役場内として都市建設課、町民生活課、町教委といった道路管理者と学校の管理者が一緒になって危険箇所を点検するといった取組を行っております。こういった中で全ての関係者が危険な箇所がないか再度点検をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） ただいまの点検活動の中に欠けているのは、地域の視点というのが欠けてるんじゃないかと。いわゆる行政の立場もしくは学校の指導する側の立場という視点は十分理解できるんですけども、そこに住んでいる地域住民の視点というのが欠けてるんじゃないかと思っております。そういうことがいわゆる地域が子どもたちの安全を見守る活動につながっていくと私は考えておりますので、ぜひともそこに加えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再々質問にお答えいたします。地域の視点というところはとても大事と思っております。今ニセコ町の各学校では学校運営協議会、コミュニティースクールの制度を導入しておりまして、地域住民の皆さんも学校運営に参画していくという取組をしているところです。先週開催しました学校運営協議会の部会会議の中でも、PTAの人も含めて地域の人も参画した登下校時の見守りができないかといったことが話題にあがっていたところです。そういった活動に参加する中でのご意見もあわせて、通学路安全推進会議の中でも共有するなど、地域の方も参画した中で子どもたちの安全を守っていききたいと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○9番（篠原正男君） それでは2件目の質問に入らせていただきます。ニセコ生活の家、いわゆる「暮らしの場」建設についてであります。ニセコ生活の家では、保護者が高齢化に伴い「暮らしの場」確保が課題となっております。そこで、町としてどのような支援策を考えられているか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。ニセコ生活の家の保護者の皆さんからは、これまで生活の家で暮らす子どもたちの将来について、シェアハウスのような自分たちの家をつくりたいなどのご相談を担当課のほうにいただいており、これにつきましては建物の用途に応じた建築基準の説明と、現在施設の設置に係る財政支援制度などが残念ながらない旨、ご説明をさせていただいたところでございます。こうした状況から、現在NPO法人生活の家では共同生活援助施設、いわゆる一般的にグループホームと言われておりますが、このグループホームの建設に向け準備を行っているところでございまして、具体的には施設建設にかかる国庫、国の補助金の申請や運営主体となるサービス提供事業者の登録について、後志総合振興局と協議をしているという状況でございます。町からの支援につきましては、現状で町が直接グループホームの設置などを行う予

定はございませんが、生活の家が進めている事業について事務手続の支援や振興局との協議にも役場の職員が同席するなど、今後とも情報の共有化に努めていくこととしてございます。今後ともこういった協力の中で支援をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 現在のところ、町でグループホームなどをつくる予定はないということをございまして、ニセコ生活の家の取組として、自らグループホームを建設しようという動きが現在あり、2024年の開所を目指していると伺っております。ただ、それに対しても行政の支援をお願いしたい。なるだけ早く建設に向けて歩み始めたいのでよろしくをお願いしたいというのが生活の家の皆さん方の切実なる願いだと伺っております。そこで、ニセコ町の福祉計画っていうんですか、障がい者の計画の中でニセコ生活の家で活動している障がいをお持ちの方の対処・対応について、どのように位置づけられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。ニセコ町第三次障がい者基本計画・第6次障がい福祉計画の中で、地域生活支援拠点等の確保という項目がございます。これについては、国の指針に基づきまして各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点を確保するという旨が記載されているものでございますが、具体的にはニセコ町のような小規模な町村がそれぞれこういった施設を持つということは、非常に効率的ではない現実的ではないというような考えもあり、現在羊蹄山麓の地域自立支援協議会などでこれらを構成する町村の既存施設、資源と言われておりますが、これらを活用することで対応するというところを検討しているというのが現在の状況でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 先ほど来の町長の答弁の中に連絡を密に的言葉も含まれていたやに伺っております。そこで、現在の生活のニセコ生活と役場の福祉行政との連絡体制はどのようになっているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの質問お答えいたします。基本的には私どもの保健福祉課の担当のほう窓口ということで、個別の案件があるなどについては随時ご相談をいただいているというところでございます。今回のこの施設の建設にあたって、もともとは数年前から、構想としてはもっと前から、自分たちの子どもたちの将来がやっぱり不安だというご相談は受けておりました。ただ、その中で当初は自分たちの子どもが住める家をつくりたいんだけど、行政というか制度の中で支援というのがないのかっていうところがまずありまして、申し訳ないですがそこにつきましてはルールとしてないというようなご説明をした経過がございます。あわせて自分たちの子ども以外の、いわゆる障がいをお持ちの方たちが入所、利用できるような施設であれば、制度としてグループホームというのがありますと。これだと施設を建設するものについても補助金があり、運営をしていく中で利用者が増えれば国からの給付金もあるよというようなご説明をした中で、生活の家としてはその辺を受講した上で今回グループホームの建設を実施したいというようなことを検討され、

報告をいただいたということでございます。本来であればこの補助金についても、それから運営主体となる事業者の登録についても振興局のほう窓口ということで、我々町としてはその間を仲介するぐらいしかできないんですけれども、それについてはまず我々のほうにご相談をいただいた上で、一緒に振興局の担当のほうへご相談に行きましょとかっていうことは常にさせていただいております。定期的に毎月だとか毎週だとかっていうところはないんですけれども、今後このグループホームの建設並びに運営にあたって、必要に応じてまた随時密な相談をしていければいいのかなと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、高瀬浩樹君。

○1番（高瀬浩樹君） 1番高瀬です。通告に従いまして一般質問したいと思います。地域公共交通について。多くの地域では、バスをはじめとする公共交通機関の維持や確保が難しくなっています。背景には需要の縮小や経営の悪化、ドライバー不足が深刻化している。コロナ禍によりタクシードライバーの離職者や高齢化など、この4年あまりで全国で6万人減少していると言われております。

また、北海道のバスに関しても、このコロナ禍による需要の落ち込みでバスを2割減車したうえ、運転士の高齢化などにより確保がこの後もしにくい状況ではないかと言われてます。ここ10年でも大型2種免許保有者も1割減少しており、回復も見込みにくいと言われております。

このような状況を踏まえ、以下2点について伺いたいと思います。

(1) タクシー不足解消に伴う実証実験について、営業時間帯や運行管理者の手配・配置・町内の事業者との関係などどのように進めているのか、現在の状況を伺う。

(2) 働き方改革関連法が来年4月に施行となる。バス・タクシードライバーの2024年問題への対応策と、北海道新幹線札幌延伸に伴うバス転換に必要なバスドライバーの確保について伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高瀬議員のご質問にお答えいたします。ニセコエリアにおける地域公共交通として、特に冬季間のタクシー不足の問題が深刻な状況にあることから、ニセコ町及び倶知安町の両町による連携のもと、実証実験として国土交通省自動車局・北海道運輸局自動車交通部・北海道経済部・全国ハイヤータクシー連合会・北海道ハイヤー協会などの協力を得て、タクシーの運行を進める計画を進めているところでございます。

一点目のご質問の営業時間や運転管理者の手配、さらにはその配置につきましては、北海道ハイヤー協会が中心となって、11月下旬からの運行に向けて現在調整を進めているという状況であります。詳細の内容がある程度固まり次第、報告を受けるということになってございます。また、地元タクシー事業者の方との関係につきましては、北海道ハイヤー協会が連絡を取り合い、協力依頼の意見調整を行っているところでございます。町としましても地元タクシー事業者の方と意見交換をして、これについてはご協力していただけるということを確認しているところであります。

次に二点目の質問でございますが、北海道新幹線札幌延伸に伴うバス転換に必要なバスドライバーにつきましては、大型自動車二種免許の助成や住宅や移住などの支援を今後関係町村を含め検討していきたいと考えております。また、働き方改革関連法の改善基準告示の見直しが行われ、2024年4月以降適用されるドライバーの残業などの在り方については、国の法令に準じて町としても対

応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 今言われたように、全体的なことはまだ調整中ということで、それは分かりました。私が気づいたのは、ニセコ町にも事業者はいますが、倶知安町にももちろんタクシーを15台ぐらい持つてるか、ちょっとわかんないですけど、そのタクシーの3台を市街地専用にすると。倶知安町は町内の高齢者が厚生病院に通ったり、冬の間行けない人のために町内に配置するというのをうたってます。残りの台数はリゾート地域や町民が負担金なしで利用できると聞いています。町内に残ると売上げが全然上がらないんです。私もちょっとアルバイトしたことあるんですけど、山に行くと同倍以上稼げます。その部分を町として、これは想定だと思いますけど、町として1台につき2万5,000円、走るドライバーに対して負担をするというやり方をしてるんですよね。これは倶知安町とニセコ町一緒にやっている事業だと思いますが、どうも足並みが揃ってないのかなと辺がちょっと気にかかります。やはり収入の減った分を町が業者に払うように動いているっていうのを聞いてます。先日の企画環境課長と商工観光課長からの話では、ニセコではタクシーを10台増やすことによって、リゾート地エリアはある程度それでカバーして、今ニセコ町に残っている業者は地元の仕事ができるのではないかという説明がありました。でも、私がもしアルバイトとして、社員として働いていたとしても、正直市街地の仕事は断ってでも山に上がります。なぜなら家族を食べさせなきゃならないので。それはもうはっきりしています。だから、倶知安町のタクシーはもう今から10年も20年も前からそうですけど、必ず山番と町番というのがありました。それはやっぱり町をカバーしなきゃならないから。それに対して倶知安町は払うと。同じこういう事業をやって、ちょっと足並みが、何か隔たりがあるのかなと非常に危惧しております。やはりドライバーにしたら、大体1,000円稼いだら400円、これが大体40%から45%、これは札幌でも全部どこでも同じですので、本当に少しでも金額の高い仕事をしなきゃならない、それでないと給料に反映されないの。タクシー業界には基本給とかそういうものは一切ないので。もちろん手当とかもないですし。そういうことを考えれば、なかなか町が考えているような、山に事業者を呼んできて、10台で25人の運転手、3交代ぐらいでやると。それはいいんですけども、今いる事業者に対して町の仕事をしてくれればいいんじゃないかという部分が、私には分からないところです。

今、実証実験でやられるんですけども、これはいつまでも私続くと思わないんですよ。どう考えてもこれから減ることはあっても増えることはないのかなと。呼んできてもなかなかできないかなとは思っています。最近よく出る言葉でライドシェアというのがあります。要は白タクですね。これはアメリカとか中国、東南アジアではもうどんどん広がっています。観光地でのタクシー不足を解消するためのライドシェア、日本でも最近テレビとか新聞でもちょこちょこで出しました。そういったことも国に訴えて、もうこういう地域ではなかなかタクシーが確保できないようなことを訴えていくべきじゃないかなと思います。例えば、日本ではこれ原則禁止なんすけども、道路運送法では自家用有償旅客運送といってバスやタクシーだけでは十分に移動できない、サービスが提供できない地域などに限り、例外的に自治体や民間非営利団体、NPO法人みたいところで認められる部分も日本ではあるとは聞いてます。そういったことの考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高瀬議員のご質問にお答えします。高瀬議員は今までのいろいろやっ
ていて詳しいということで、逆にいろいろ教えていただければと思います。先ほど言ったように、
地元の関係なんですけれども、倶知安町は今3台ぐらい保証するという事で動いております。我々
も3回ほど地元事業者の方とお話をし、倶知安のような事情と同じような対応をするかどうかと
いうことのお話をさせていただいた経緯はあります。その中で地元事業者の方からのお話によると、
それを限定されてしまうと、今ドライバーが本当に少なく、10台はあるのですがドライバー自体
が本当になくて、また別なお仕事でレッカーもやっているという事情もあり、なかなか町民だけ
のため、限定してお金をもらってどこも行かない、この町だけでというのは難しいという話をされま
した。例えば、場合によってはハイヤーと呼ばれて札幌に行く場合もあるし、千歳に行く場合もある
ので、補償のお金をもらって地元だけに限定して、ずっと待っておくというのはちょっと難しいとい
う話を実際されたということがあって、倶知安とは事情が違うということをまずここでご理解い
ただければと思います。

それから先ほどおっしゃっていたライブシェアの話ですが、先般のテレビ、JNN世論によると反
対が55%、賛成が35%、なぜ反対のほうが多いのかというと、やはり訓練された人がドライバーじ
ゃないってことが実態にあるってということと、例えば女性に限って多いのですが、どこか遠くに
連れられていって何か被害が被るのではないかとということもあって、ライブシェアに対する世論が
まだなかなか浸透していないというのは、そういう実態にあるのかなと思っています。

今後のこの実証実験がどこまで続くかという部分では、今おっしゃったように続かないんじゃない
かということも踏まえ、これからやってみないとわからない部分はたくさんあるんですけども、全
員協議会のときにもお話しさせていただいたように、この1年で終わるような形では決していない
と思うので、最低でもこの2、3年やってみて得られた結果で、地元も含めてどうするかという具
体的な支援、その辺も今後やっていかないと見えてこないかなと思っています。今回は取りあえず何
とか町のホテル事業者や観光客含めての需要が本当に切羽詰ってることがあって、国や北海道
の運輸局、タクシー協会も含め、まず10台、ドライバー25名という体制をもって実証実験をやっ
てみようということなので、全くその方向性がまだ定まってないというのは、議員さんの皆様に先
日説明したとおり、これからやってみてどうかというところだけ理解していただければと思いま
す。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 地元の業者とよくコミュニケーションをとって、話し合いをしながら協議会を
持ちながらやるということをお願いしたいと思います。やはり私も町に出れば必ず帰りにお世話に
ならなければならないので、4、5年ぐらい前ですか、1社撤退されているので、ぜひ撤退する
ことが起きないように地元の業者との話し合いはこれから非常に大事だと思いますのでやって
いただきたいです。それだけです。

2点目の再質問です。2024年問題について、これ労働時間であったり残業時間ということだと思
います。これ、トラックも関係あるんですけども、運輸関係全部のことなんです。簡単に言うと、私

たちの時代で1日16時間だったかな、16時間働けたんです。8時間は家にいたんです。それで24時間です。今度変わったのは家にいる時間が9時間なんです。そして勤務できるのが15時間。例えばニセコの事業者だったら、夜フリーパスポートとか周遊バスとか9時ぐらいに帰って10時に終わると朝の6時まで出勤できないとか。そういうことによって、結局ドライバーが不足すると。これなぜかという、バス事業というのとはにかく朝が早い。昼間は全く仕事がなく、夕方から仕事が始まる。これはスクールバスにも言えることです。私、当時スクールバスのときは、朝行ったら例えば6時出勤ぐらいで点検だなんだとそれで30分、点呼を受けて出勤、配車場所で約1時間みます。ですから、7時ぐらいに仕事だったら6時に出勤して8時ぐらいに終わって、また点検して家に帰る。これがバスの仕事なんです。帰ったらその部分は一切時間を計算されません。拘束ではないんです。どこの事業者もそうです。3時間から4時間あいてもそこは計算されないんです。それは時間外として計算されないからです。例えばハンドル時間に関しても同じです。ハンドル握ってる時間とハンドル握ってない時間だけでも、確か今は大体60%から70%かな、残業時間に相応するんです。ハンドル握ってない時間、例えば観光地に行って待機だったらそれは60%。そういうふうにバスの関係は、非常に拘束時間が1日長いというのが厳しい、そういう労働時間があります。コロナ禍でやはり需要が減ったバスに反して収入の多いトラック関係、今回いろんな情報を見るとやはりトラック関係に非常に流れたという指摘も非常に多いと言われていています。これはやはり運輸全体、国としても、もちろんこういう自治体もそういう貸切りスクールバスとか、そういう部分で運賃を上げる方向などを検討する。やはり賃金を上げなければ、なかなか人が集まらないのではないかと私は考えております。その辺についてどういうふうに考えているかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 議会のほうで認めていただいて、今除雪のトラック運転の資格をとるのに助成させていただいておりますけど、聞いている状況ではこの2年間にお一人だけと報告を受けておまして、先般バス会社の社長さんとも意見交換させていただきましたけど、大型2種をとってくれる若い人がほとんどいない。実際今40万円は最低かかるということで、バス運転主として登録しますっていうことであれば、基本的にはバス会社が全額を出します。現在北海道バス協会から5万円の補助があるということで、実質的には35万をバス会社が負担すると。バス会社自体もそういったことをしているけれども、優遇といいますかね、なかなか見つからないと。今若い人をお願いしてもやはり住宅問題が大きくて、きちっとした住宅を用意して、しかもバスの免許代も出しますと。あと福利厚生もしっかりしていますという状況でないと、なかなか話にも乗ってもらえないという状況だと聞いてます。

路線バスにつきましても、この辺は運賃をまだ現金で入れるので、海外の皆さんが増えてきて、乗り降りするときにもものすごく時間がかかって、結局バスが全部遅れ気味になっているという事情もあります。これにつきましても今、運転の効率含めてカード決済ができるような方向で国あたり、また関係町村とも協議しながら、できるだけバス会社の負担なく、地域で導入できないかということを考えております。

それと先ほど答弁させていただきましたとおり、免許の取得、住宅の確保、あるいは旭川市などは

移住してきた場合については、路線バスを行うということを条件として、道外から来る場合は30万円、道内場合は10万円、そういういわゆる移転料というものも補助して、何とか人材確保しているという実情があります。こういった他のところも参考にしつつ、関係町村で今からしっかり準備しておかないと本当に大変なことになるという危機感を持っていますので、そこはまた随時調整をしながら、議会にもご報告させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 2点目の再々質問になります。今の町長の答弁で、そういう従業員の確保に対して、住宅のことなどをこれから考えていかれるということを知り、少し安心しました。また、新幹線に伴うバス転換、道と自治体と事業者の話が私は進んでいると思ってたんですけども、なかなかこの協議ができていないというニュースをよく耳にします。もちろん沿線を走っているバス路線を展開されている事業者さんでは、やはり先ほど言われたようにドライバー不足、また整備員の不足、事業者側は難色を示しているという、道との話合いがうまくいってないという話を聞いています。そんな中で倶知安町では、新幹線駅の整備に在来線が支障になることを理由に、2025年、再来年ですか、2025年には並行在来線の廃止を主張しているということを示しているということなんですが、これに対してこの1、2年で本当にバス転換なんていうのが考えられるのか、その辺を最後ちょっと聞きたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 今の高瀬議員の再々質問なんですが、バス転換の関係についてはこれまで会議に何度か出ております。ずっと前に進まなかった理由は、一番は赤字部分の補填ですね、この部分の補填を各自治体が持ってくれるか持ってくれないかっていうところが一番争点で、なかなか各自治体の足並みが揃わなかったというのが今まであって、それがやっと5月の連休明けに各自治体の意向がある程度定まったというところで、バス事業者と北海道が中心になって話がやっとできるようになったので、まだ本当に全然前に進んでないのが実態です。これから年度内に、具体的に何度か会議を開いていって、バスの運行時間とかどれだけバスを出せるのかとか、そういうところを具体的に各自治体含めてこれから協議していくという内容になっていますので、はっきりと方向性とか内容が決まりましたら皆さんにご紹介していきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 少し補足させていただきたいと思います。先ほど言いましたように、5月にその赤字額については意思決定をして、道庁のほうでバス会社と具体的に協議に入っております。だから全く進んでないってことではありません。道庁とバス会社でどこがどれだけ出せるのかというすり合わせを現在行っているところです。そこである程度概要が見えたら、我々の協議会も開かれると思いますので、その結果を見てまた議会にもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 53 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 4 陳情第 1 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 4、陳情第 1 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 日程第 4、陳情第 1 号について。

令和 5 年 9 月 7 日の本会議において、当委員会に付託されました陳情第 1 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情は、9 月 7 日、全員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので報告します。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、陳情第 1 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なしの声あり」）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、陳情第 1 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択すべきものとするに決しました。

◎日程第5 発議第2号から日程第7 発議第4

○議長（青羽雄士君） 日程第5、発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件から、日程第7、発議第4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案まで、3件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 令和5年9月7日の本会議において、当委員会に付託されました発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案、発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案、発議第4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案に関して、9月7日、全員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、発議第2号及び発議第3号はいずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

発議第4号について、原案では租税特別措置法第89条による課税停止（トリガー条項の凍結解除）を求めるものでしたが、当委員会の審査では、現在、政府が表明している燃料油価格激変緩和補助事業などを含めた総合的な対策を求める内容に修正をして提案することに決しましたので、ご報告いたします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案可決すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案可決すべきものとすることに決しました。

これより、発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件を採決します。本件は、委員長報告のとおり原案可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案可決すべきものとすることに決しました。これより、発議第4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案の件を採決します。本件は、委員長報告のとおり原案を修正可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案を修正可決すべきものとすることに決しました。

◎日程第8 議案第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第8、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第2号 ニセコ町公営企業の設置等に関する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町公営企業の設置等に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(青羽雄士君) 日程第10、議案第3号 ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第11、議案第4号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長(青羽雄士君) 日程第12、議案第5号 請負契約の変更について(令和5年度林道小花井線法面補修工事(2号・3号箇所))の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 請負契約の変更について(令和5年度林道小花井線法面補修工事(2号・3号箇所))の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長(青羽雄士君) 日程第13、議案第6号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君) 何点か質問させていただきます。まず、12ページの民生費、1目社会福祉総務費、18節燃油等高騰対策給付金のことでありますが、この総額377万1,000円について対象別に内訳を説明していただければありがたいと思います。それでこれ電気代だと思えますけれども、対策して補助する期間ですね、それから全体経費の何%程度がこれに相当するのかということについてお聞きします。

それから、これに関連しまして、今回社会福祉関係の施設に対する補助でありますけれども、例えば他の事業分野に対する燃料高騰ですね、医療・輸送・宿泊・観光・農業、その他影響を受けてると思えますけれども、それらについての今後の対策が検討する組上(そじょう)に上がってるかどうかお聞きします。

続いて、13ページ衛生費で、一般廃棄物を受入れる管理業務委託料ということで、現在は恐らく塚越産業さんの敷地の奥に持ち込むことになってますけれども、入り口あたりに新たに場所を設定するのかと想像しましたがけれども、それでよろしいかどうか。

それから、15ページ商工費、先ほどの高瀬議員の質問と関係ございます。タクシーの実証実験に絡んでありますけれども、ニセコ観光圏協議会への負担金ということですが、実質的にこの観光圏協議会がこの実証実験に主導的に関わられるノウハウと申しますか、あるいはそういう人材がいるのかどうか、若干私は疑問があるんですけれども、実質的なマネジメントをするのはどこになるか、補足的に説明いただきたいと思えます。

それから、17ページ教育費であります。1目高等学校総務費、13節学習支援システム使用料が計上されております。補足的に説明いただきたいと思うんですけども、この間の説明ではスマホのアプリにそういう支援の機能があるというふうに聞きました。アプリについてはいろんな種類があるようですけれども、このアプリはどのような科目、あるいはコースですね、例えば受験向けとか一般的な理解を深めるためとかっていろんな種類があり、それから価格も違うようですけれども、主な支援の目的・目標といったものがあればお聞きしたいと思えます。

続いて18ページ、来年度、有島記念館での2024年デザイン展の企画打合せのための旅費と説明がございましたが、このデザイン展というのほどのような趣旨・目的で行われるものか、今分かる範囲で教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、まず12ページ目の燃油等高騰価格給付金についてご説明いたします。こちらの対象はニセコ生活の家、地域活動支援センターにかかる燃料代でございます。こちらの燃料は灯油を使っておりますので、灯油の令和5年それから令和3年度の単価に年間の使用料約4,500リットルをかけて、17万1,000円の補助と考えてございます。生活の家につきましては、今年2月に実はC電力に切替えたということで、その電気分については今回影響がないっていうか逆に安くなっているということなので、その部分の支援は今回の予算には入ってございません。もう1か所、ニセコ福祉会の部分でございます。こちらは重油を使っておりますが、令和5年の単価と令和4年の単価を比較しまして、それに年間使用料10万リットルをかけて140万円の補助と、電気につきましてはこちらの施設は北電の電気を使っているんですけども、北電のほうから今年の2月に4月からの値上げ分についての年間影響額というのが提示されてございまして、その金額が約220万ということで、予定どおり北電のほうは当初の改定が行われておりますので、この金額を合わせて予算額が377万1,000円の補正となっております。

これ以外の福祉施設、ニセコ医院かと思うんですけども、ニセコ医院からは特に燃料についての要望とかご相談というのは今のところございませんで、それ以外の施設についてはそれぞれの担当からということでよろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 13ページの持込みごみの委託料の関係で、質問にお答えしたいと思っております。場所の選定なんですけども、実はまだきちっと決まってるわけではないんですが、あまり奥にならないように、なるべく入りやすいってことは思っています。実際、令和5年度に始めるんですが、まず使用期間といいますか、どのぐらいのニーズがあって、どのぐらいのものになるかっていうのがまだ確定をしないので、まずそこでやってみると。それで、必要ならば下のほうがアスファルトなりコンクリでつくるのか、上屋を大きくするのかなという部分になると思うので、実際やるにあたっては、今は収集業務を行っている業者さん、塚越さんなんですけども、塚越さんとお話をしてるんですけども、本当に細かなところについては、この予算が通った後に金額も含めての話にはなるんですけども、詰めていくという形になりますので、場所についてはきちとした形ではないんですけども利便性のよいところということになると思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 私のほうからは15ページの負担金のところについて回答したいと思います。観光圏協議会につきましては、今年度の事業計画においてニセコ観光圏域の2次交通改善・充実に当たっての取組に関する事という今年の業務がうたわれておりまして、今回につきましてはニセコ町と倶知安町、まさに共同で行う事業ということで、観光圏協議会を通しての事業に持っていこうということで予算を組んでいるものでございます。実際には観光圏協議会と北海道ハイヤー協会のほうで契約する形になるんですが、先般からご説明しているとおり、総額の半分はそれぞれの2町で定額で4分の1ずつ持つ。残りの半分につきましては利用実績に基づいての精算という形になるもんですから、観光圏協議会のほうに一時負担金を納めて、そこで精算するという形になっ

て、実質のこの事業に対しての内容の精査等につきましては、それぞれの役場の担当部署が行うというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） それでは私のほうからは17ページ、学習支援システムについてお答えさせていただきます。今回高校で導入を予定しているのは、リクルート社が提供するスタディアプリというものでございます。このアプリは日常、家庭学習も含めてですけれども、様々なテスト教材、勉強するドリルのような学習教材ですとか、それから各種教科の講義の動画を視聴できるような総合的な学習のアプリとなっております。ニセコ高校については、今多様な進路の目標を持った生徒が在籍をしております。そのため、進路状況によって進学の子もいれば就職の子もいるという、基礎学力の底上げが必要な子もいれば、ハイレベルなところを目指していくというような、様々な生徒がいる状況です。学習アプリについては生徒の理解度に応じて、個別に最適な問題集ですとか講義動画が配信できるような仕組みになっておりますので、そういった意味で生徒それぞれの学習ニーズに対応した学習が進められるというメリットがございまして、高校については1間口の学校で教員数も十分ではありませんので、そういった部分をこのアプリでカバーしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 有島記念館長。

○有島記念館長（寺嶋弘道君） 記念館の寺嶋でございます。ご質問のありました18ページの旅費、東京への2名分の旅費についてですが、旅費を当てて調査しようとしている展覧会の中身についてご質問がありましたのでご説明させていただきます。この展覧会の話自体は無印良品などのデザインで知られている世界的に活躍される原研哉さんから、ニセコ町で開いてみてはいかがですかという書簡がまいりましたので、どういう展覧会であるのか、実際にニセコ町で開催が可能であるかを調べてくるということでございます。

展覧会は今年の10月に東京の神田スクエアで実際に開かれる展覧会を、来年度全国巡回するということですので、10月にその展覧会を見ればどういうものが並び、どういう展示造作が必要かということが分かるものと思っております。展覧会自体は紙とデザインに基づいて、機能と笑いというテーマで企画を組まれておまして、大手の紙問屋である竹尾という会社があるんですけれども、紙のメーカーの支援をいただいて開かれると伺っております。今日もともと紙は印刷物のほかにパッケージにも使われておりましたけれど、この予定される展覧会はパッケージについて新たな提案を発したいということのようでございます。プラスチックの利用が議論される中で、紙のパッケージが見直されている時代ですので、ニセコ町にとっても開催の意義があるのではないかと考えております。

有島武郎自身も本の装丁とか挿絵などデザインの仕事もいくつか残しておりますので、そことの関連からも開催の意義があるかなと思っております。

このデザイン展が有島記念館の特別展示室の広さでは少し足りないっていいですか、東京会場は1,000㎡の大きな部屋を使って開催されるということのようですので、実際に有島記念館や、あるいは町内の別な施設、公共施設あるいはホテルなどを使って開くことが可能なのかも含めて、ポ

リユーム感を小さくするのか、あるいは前期後期で開くのかなど具体的なご相談を東京へ出向いて、原さん、原さんが率いる日本デザインセンターの皆さんと意見交換をしながら、可能性を探ってみたいと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほどの質問と同じく17ページ、高等学校総務費、学級支援システム使用料25万5,000円について質問させていただきます。こちらのシステム使用料なんですけども、ニセコ町56億の財源のうち、1.2億円ほどシステム料を使っているんですが、かなりシステム費用を使っている中において、この25万5,000円の学習支援システム使用料をこれに決めたいというルールみたいなものってありますか。例えば相見積もりをとってるとか、アプリが業界でたくさん使われているとか、システムアプリってというのは様々あると思うんですけども、そこからニセコ町が選ぶっていうようなルールは設けてらっしゃいますか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） 今回リクルート社のスタディサプリを選定させていただいておりますけれども、学習アプリについては様々な会社からいろいろなシステムが出てるということで承知しております。その中でこのスタディサプリを選んだということですが、業界の中でも大手でありまして、全国的に使用されているということが一つございます。それからもう一つは、やはり先ほども説明させていただいたんですけども、機能の面ですぐれているというところを重視して高校で選定したものです。先ほども説明したところですが、ニセコ高校の中では基礎学力の底上げが必要な子どもから大学進学を目指す子ども、また就職、例えば公務員試験を受ける生徒、いろいろなニーズがございます。それらの全てのニーズに対応できるという点から、このアプリを選んだということがございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） まず最初に、13ページの2項清掃費、2目塵芥処理費の中の委託料252万6,000円に関してなんですけども、通年を通してこれを実施した場合、想定予算額はいくらになるかお伺いをいたします。それから、説明の中では町内会未加入者並びに季節労働者を対象とするという説明がございましたけども、この対象の区分といいますか、他の一般町民も持込みをするのではないかなと想定するんですが、常時監視して受け入れるというようなことなのか、この運用方法について伺います。それから、この252万6,000円の主な内訳といいますか、何にどのぐらいかかってこの積算になったのかというあたりがもし分かれば、お知らせをいただきたいと思っております。

もう1点、18ページ、有島記念館費の中の17節備品購入費のピアノ購入にあたって726万8,000円の計上でございますけども、一般的に見て700万を超えるピアノというのは、相当やっぱり質のいいものと想定せざるを得ないんですが、有島記念館においてこういうピアノが必要だという理由があればお知らせしていただきたいと。それから、通年を通して芸術文化活動を展開されている中で利用する頻度もあろうかと思いますが、どのぐらいの利用頻度を想定しているかお伺いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） まず今回の受入れ施設の関係ですけれども、受託企業の営業日ということで通年を通してやるという形で、時間は8時から5時、土日については半ドンで8時から12時までと考えております。対象なんですけれども、ニセコ町にいらっやってダストボックスを使えない、分別が分からないような方たちを対象にこの施設をご案内をしてやると。それで、ニセコ町の排出ルールに基づいてニセコ町の指定袋に入れてもらうという形で、当然何も持たずにければその場で指定袋を買ってもらって、うちのルールに基づいて分別をして出してもらうというような形を考えております。

あと通年の予算なんですけれども、今回出した予算には初期投資分もちょっと含まれております。通常でいけば2倍にはならない、500万円よりももうちょっと減るのかなと思ってますが、先ほどの高木委員の質問でもありましたけれども、今回まずやってみて、さらにその設備ですとかものが必要になった時は、経費のほうへ見るか見ないかという協議をしていくという形になるので、若干その辺の予算の流動はあるのかなと思っております。

あと、初期装備の中でも要望というか言われたのが防犯カメラについてなんですけれども、今塚越産業さんのほうで資源ごみ等を受入れてもらってるんですけども、勝手に来て投げていく方がいるので、かなりナンバープレートがきちっと映るような防犯カメラも必要だというようなことも言われています。以上です。

○議長（青羽雄士君） 寺嶋館長。

○有島記念館長（寺嶋弘道君） ご質問のありました備品購入費で購入を予定しておりますピアノについて、ご説明をさせていただきます。有島記念館の活動はご存じのように、文学館、郷土博物館、美術館、そして文化ホールの4つの機能を実現する施設として現在運営を進めております。そのうちコンサートは、文化ホールとしての役割を広く一般の方々に体験していただく活動でございますが、年間4回から5回、毎年コンサートを実施しております。演奏される方も札幌交響楽団のコンサートマスターの方から新進気鋭の演奏者まで、幅広くセレクトしているところでございます。ベテランの演奏者の方からは、ブックカフェで開催しているその広さを感じさせる環境のよさを褒められておりますし、若い演奏家については、有島武郎が生前若い画家や芸術家を支援をして、世の中に育つように応援をしていたということにつながるのでございますが、そういう若い演奏家の方々にも出演をいただいて、コンサートの機会を設けております。

演奏家の方からは当館のピアノに対して、ほぼ毎回鍵盤が重いですねという話をお聞きいたします。鍵盤が重いから特別音が悪いということではございませんが、日常引き慣れているピアノとはちょっとどうも様子が違うようなので、その部分をひとつ解消したいということでございます。

700万円のこのピアノは、おっしゃるようにピアノとしては上級のものでございます。今予定しておりますのは河合のSK-7というピアノですけれども、これは受注生産をしているピアノだということですので、発注がないとなかなか弾けないくらいがいいピアノでございます。有島記念館にピアノがあるということが演奏者の方々の間で話題になれば、ぜひ有島記念館で弾いてみたいという声が高まっていくと思いますので、一つはそれに期待しているところでございます。さらには、どうも聞くところによると、このピアノの価格が今後改定されるということをお聞きしておりますので、急

ぎこのチャンスで購入を進めてみたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 1点目の持込みごみに関わってですが、252万5,000円のこの予算の大まかな内訳はというふうに先ほど伺いましたので、その点お答えになってないのではと思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。あわせて、職員の方が常在してひて、持込みごみに対して受入れをしていただけるとひうイメージでよろしいんでしうか。その点、運用方法についてもうちょっと詳しくお知らせをいただきたひと思ひます。

それから有島記念館のピアノでござひますけども、やはり高価なものだということと、高いものに関してひ扱ひも相当慎重にしなければ狂ってしまうという恐れもあるんじゃないかなと素人ながら思ひます。有島記念館の中で維持管理する場合におひては、湿度や振動などが大きなネックになっていくのかなと考へますが、その辺は大丈夫なものなんでしうか。再度お伺ひします。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） すみません、250万円の内訳につきましてご説明をいたします。まず人件費ということで、先ほどあったんでしうけども、1名が8時間、常時待機してごみの受入れをするというようなことで145万8,000円。施設借上、場所の借上ですな、それが21万21,500円。管理の消耗品で6万5,000円。一般管理費として26万325円ですな。あとは施設準備費用ということで30万円。それらに消費税をかけてという形になります。職員というか、いま分別ごみなどは高齢者事業団にお願ひをして、人を派遣してもらってるとひう形なので、それを拡大するといひますか、そういうことを想定しておひます。ですから、常勤で常時営業時間内にいるということですから、それで閉めるときですけども、土曜日の午後からと日曜日、12月31日、1月1日から3日で、それ以外は開けるとひう形で考へておひます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 寺嶋館長。

○有島記念館長（寺嶋弘道君） ピアノの管理・保管・取扱ひについてのご質問がありました。確かにこの700万というピアノは高級なピアノでござひますので、その維持管理は慎重の上にも慎重を期して実施しなければならぬと覚悟をいたしておひます。実際にピアノを配置する場所は一番奥のブックカフェの一角を予定しておひますが、ここのスペースは冷房の入る温湿度の管理ができる場所ですな、また、西側を背に壁がありますので直射日光が直接入るような場所でもござひません。通常、常温での保存管理が望まれるピアノでござひますので、維持管理に大きな問題はないかと考へておひます。さらに管理上の問題がもう一つござひまして、調律でござひます。コンサートの都度、調律を行っていく必要があります。現在有島記念館では、河合のピアノ専門の2名の調律師の方に来ていただひて作業を行っておひますが、引き続きこの2名の方に調律をお願ひすることで、音響も維持できるように管理していきたくて考へておひます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 1回目の質問で答へるべくタイミングを流しまして、失礼しました。私のほうからちょっと補足させていただきますけど、このピアノ財源につきましては有島でこれからレストランをつくっていただける予定にしておひます○○○○というところのオーナー、○○社長個人

から、昨年と今年とそれぞれ巨額なご寄附をいただいております。先般の北海道新聞で寄附総額に対する返礼品の割合みたいなのが載っていきまして、ニセコは確か12%ぐらいで他から見たらとんでもなく低いと思いますが、私どもの町はかなり大きな額で、返礼品は一切要らない、町で使ってくれてという方が比較的多くいらっしゃいまして、全体の返礼率というのは通常の28とか30%なんですけど、そういう方がいるのでちょっと下がっているということです。昨年いただいた分につきましては、大体同規模の同程度の金額のピアノであります。〇〇社長のご好意で町民センター大ホールに設置させていただきました。〇〇社長はもともと葉加瀬太郎ですとか、そういう皆さんを影で支えているお一人でありまして、ものすごく芸術文化に長けた方です。今回有島記念館でこのご寄附を原資として使わせていただくということで、進めているところであります。〇〇〇〇の〇〇社長には、これまでずっとニセコのまちづくりをいろいろ応援していただいております、心から感謝をしながら文化面のことにこれからも使わせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

木下議員。

○8番（木下裕三君） 18ページ有島記念館費、今質問のありましたピアノの備品購入費のところですね。この件でちょっと1点伺いたいと思います。現在のピアノには随分僕もコンサートなどでいい音色を聞かせていただいたんですけども、現状のピアノの不具合ということで資料に書いてあったんですが、先ほど答弁で鍵盤が重いということだったんですが、それであればまだどこかで現役で使えるんじゃないかなと思ったりもするんですけども、前のピアノの行き先っていうか、町内のどこか別の施設に行くのか、もう全く処分してしまうのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 寺嶋館長。

○有島記念館長（寺嶋弘道君） 今現状で使っているピアノでございますが、確かに重いんです。ピアノの中に鉛が入っていて、鍵盤の調整をしてるんですけど、それを削って軽くする努力もしてみたんですけども、なかなか改善されないということで、今回の更新をさせていただきたいということでございます。それにしてもピアノはまだまだ使えますので、町内の公共施設、あるいは学校など引き続き使えるところを今検討しているところでございます。ずっとこの後も活躍の場をなくすということではございませんので、継続しての利用を検討していきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ピアノの行き先につきましては、今高校のほうでいろいろな新たな取組をしている中で、一般の皆さんが学校に来て集えるような形で有効活用したいと検討してございますのでご承知おきください。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第14、議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

小松議員。

○6番(小松弘幸君) 27ページ、12節委託料ですが、当初は水質調査のみの予定でしたが、水量調査を行うことになった背景には、新たな水源として期待できるものなのか、あるいは水量に波があるのか、現状というかその状況を教えていただきたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 石山課長。

○上下水道課長(石山康行君) 令和5年度当初で委託料としてボーリングの工事、一応それも水質の調査ということで当初あげさせていただきましたが、2年度にボーリングしたニセコ地区は今までも水量がなかったということもありましたので、今回令和3年度、令和4年度に電気探査をニセコ地区のアンヌプリスキー場の林道及びいろはさんの上まで上がっていく道路のあたりでいたしました。

その中で今考えてる場所としては、アンヌプリスキー場の駐車場にトイレがあるのはご存じかと思いますが、その右奥のほうに中央バスグループの社員寮がつくられております。その裏手のほうの電気探査の結果では水脈があるだろうという結果を受けまして、まだちょっとほかにも掘ってみたいところがあったんですけども、いかんせん町の敷地ではないということと中央バスさんの同意が得られなければボーリングを掘れないということとを合わせまして、今言った場所の電気探査の結果で判定しまして、水質調査だけでなく水量も測れる試験を試みようということになりました。

今回掘削の穴は150mmですが、100mmのケーシング管を入れる予定であります。掘削深度60m掘るということで計画しております。そのほかに、林道より下側のほうでも民間の方で井戸を掘ってる方もおられますので、町の水を汲み上げることによってそちらに影響がないかとかも含めた調査も今回は補正させていただいているので、議決をいただければ10月の中旬以降にすぐ進めたいと考えております。中央バスさんからも雪降る前にやってくれということと言われてますので、そういうようなイメージで進める予定であります。以上です。

○議長(青羽雄士君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第5号から日程第16 発議第6号

○議長(青羽雄士君) 日程第15、発議第5号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則の件と、日程第16、発議第6号 町長の専決事項の指定についての件、2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

榊原龍弥君。

○4番(榊原龍弥君) 発議第5号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由の説明をいたします。

発議第5号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則。

ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及びニセコ町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日提出。

提出者、ニセコ町議会議員 榊原龍弥。賛成者、議会運営委員。

はじめに提案理由をご覧ください。議会における情報通信機器の積極的な活用による情報化の促進を図るため、適正な使用について必要な事項を定めるため、本規則を提出するものです。今回の改正は議場に入るものについての携帯品についての規定で、これまで全国町村議会議長会において編集している標準町村議会会議規則と同様の内容としていましたが、今回情報通信機器の持込みが可能となるよう改めるものです。

改正内容の詳細ですが、会議規則第102条の第1項は制限している携帯品から情報通信機器を除外する改正。第2項では持込みが可能となる情報通信機器を定め、第3項で使用方法に関する規定、

第4項は違反する行為への対応策についての規定としています。

最後に、ニセコ町まちづくり基本条例第57条による町民参加等の状況ですが、同条例第57条第1項第3号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしております。

発議第5号の説明は以上です。

続いて、発議第6号 町長の専決事項の指定についての提案理由の説明をいたします。

発議第6号 町長の専決事項の指定について。

標記の議案を地方自治法第112条及びニセコ町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日提出。

提出者、ニセコ町議会議員 榊原龍弥。賛成者、議会運営委員。

はじめに提案理由をご覧ください。地方自治法第180条に基づき、町長が専決処分することができる事項を指定するため、本議案を提出するものです。本議案は速やかな対応が必要となる賠償義務や工事の契約変更など、緊急性の高い事案が増加しているため、地方自治法第180条第1項の規定による委任による専決事項の指定について、令和5年8月14日付で町長から議会に対し議決依頼があったものです。地方自治法第96条では議会が議決しなければならない事項が規定されていますが、同法第180条第1項について普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分することができる旨の規定があり、今回議会の権限の一部を町長に委任するものであります。

それでは、指定する内容について説明いたします。第1項は瑕疵が明らかな損害賠償額の決定。和解及び補正予算でその額が100万円以下のもの。第2項は議会で議決した請負契約を変更する契約で、増減する契約の金額10分の1以内で500万円を限度としたもの。第3項は訴えの提起・調停・和解における訴訟手続等の債権の履行を請求する場合で、その額が100万円以下のもの。以上の3項目について指定するものです。

なお、平成14年3月15日に議決した町長の専決事項の指定は廃止いたします。

最後に、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況ですが、同条例54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、発議第5号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第5号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、発議第6号 町長の専決事項の指定についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第6号 町長の専決事項の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号

○議長(青羽雄士君) これより、日程第17、議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは日程第17、議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命につい

てということでご説明を申し上げます。追加議案の2ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 虻田郡ニセコ町字〇〇

氏名 千葉つむぎ、昭和〇〇年〇月〇日生まれ。

令和5年9月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴いまして、教育委員会委員については地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという事となっております。本案におきましては、教育委員会委員を務められております大橋理絵さんが本年9月30日の任期満了をもって退任をすることとなりました。勇退されます大橋さんにおかれましては、1期4年にわたり教育委員として本町教育の振興発展にご尽力をいただきました。厚く感謝を申し上げたいと存じます。本議案は新たに千葉つむぎさんを教育委員に任命することについて、議会の同意を求めるというものでございます。千葉さんの略歴等については、3ページに記載してございます。今回新たな教育委員を選定するにあたり、子育て中の方で教育活動に熱心な方を考慮して選考をいたしました。千葉さんは人格高潔でありまして、助産師として病院で勤務をされた後、現在ベビーシッターの業務の傍ら、小学校2年生、5歳児、3歳児の3人のお子さんの子育て中であります。あわせてPTA活動にも熱心に取り組まれております。教育に関する識見を有しているということから、今回新たに教育委員会委員として同意を求めるものでございます。

議案第8号に関する議案の提出理由説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） ちょっと細かいお話ですみません。略歴以下、学歴・職歴がございませぬけども、賞罰の項目が抜けているようですが、賞罰なしということではよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） ここにちょっと書ききれてございませぬでした。すみません、賞罰についてはなしということでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第18 議員派遣の件について

○議長(青羽雄士君) 日程第18、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(青羽雄士君) 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第20 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(青羽雄士君) 日程第20、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決しました。

◎日程追加の議決

○議長(青羽雄士君) 先ほど木下裕三議員から、意見案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第1号について日程に追加し、追加日程第21として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第21 意見案第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第21、意見案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○8番(木下裕三君) 日程第21、意見案第1号 軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について。

本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第1号の意見書です。私、木下が提出者になり、斉藤議員、高瀬議員、前原議員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明に代えさせていただきます。

意見案第1号 軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

スキー場を経営する索道事業者の安定経営に欠かせない軽油取引税の課税免除特例措置が、令和6年3月末をもって適用期限を迎えます。スキー場整備のために必要な圧雪車の燃料である軽油の高騰が続いている現状の中、免税制度の廃止は厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場経営は一層厳しくなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。安全、安心かつ快適なスキー環境を提供するためには、軽油取引税の免税措置は不可欠なものです。

よって、国においては索道事業者、農林水産事業者など地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油取引税の課税免除措置を継続するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(青羽雄士君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、意見案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、意見案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて、令和5年第6回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時5分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)